

令和2年度（2020年度）
部の取り組み

枚 方 市

はじめに

枚方市では、選択と集中を実現する行政経営システムを構築しています。このシステムは、市のまちづくりの方針決定を行う、「施策における選択と集中」とそれを受けて各部が取り組む重点施策や課題を示した「各部における選択と集中」から成り立っており、「部の運営方針」はそれを実現するための取り組みの一環として策定し、市民や議会へ公表してきました。

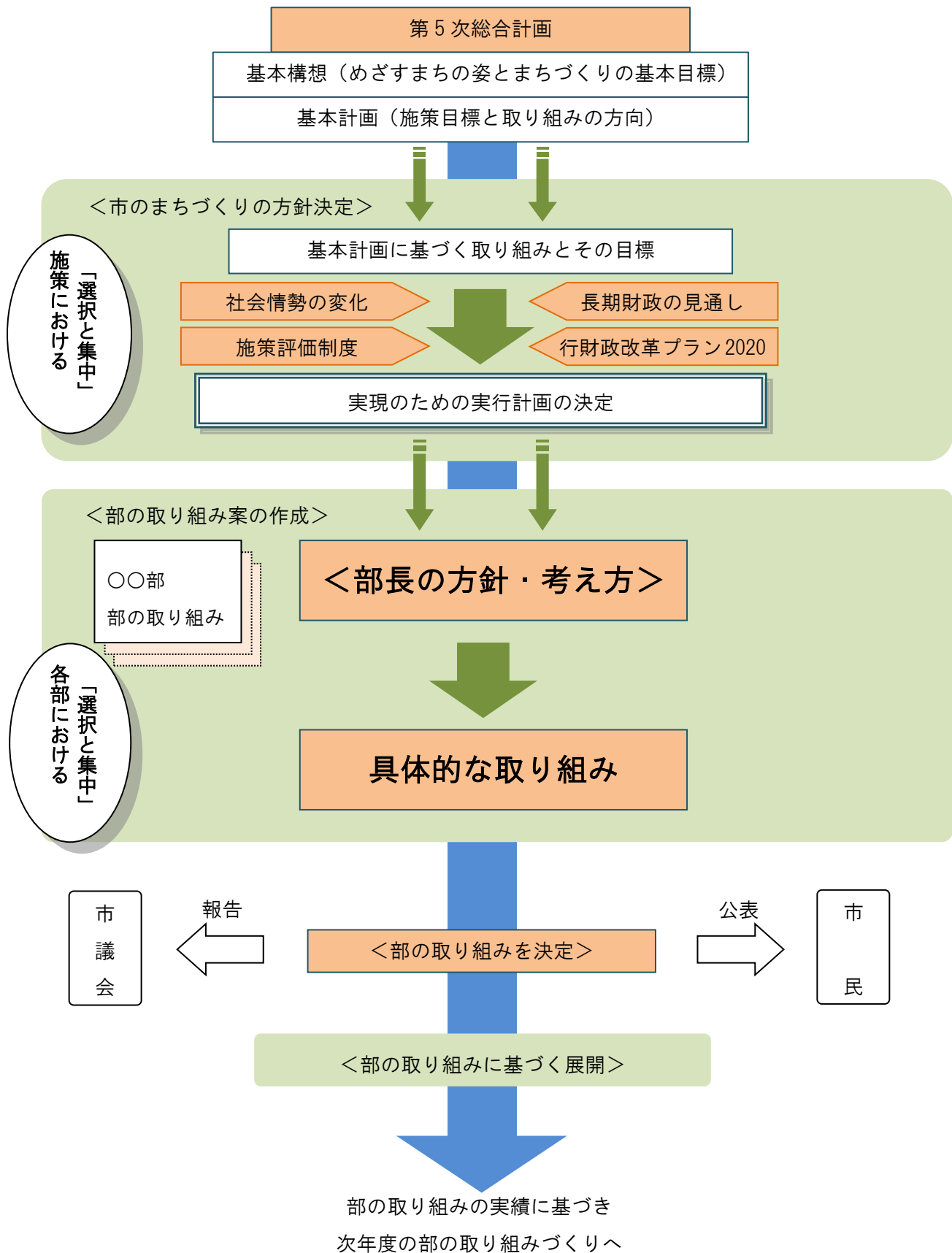
「部の運営方針」は、組織運営の総合的な考え方を示すものとして、これまで「重点施策・事業」「行政改革・業務改善」「予算編成・執行」「組織運営・人材育成」「広報・情報発信」といった観点に着目しそれぞれの取り組みを記載していました。今後は、各部における「選択と集中」を更に強化するため、観点ごとにそれぞれ記載するのではなく、社会情勢や市民感覚、総合計画や市政運営方針等の基本的な方向性を踏まえた上で、部の取り組みに対する部長の方針や考え方を示し、当該年度に取り組むべき優先順位の高い具体的な取り組みを示すものに変更します。これに併せて、名称を「部の取り組み」に変更するものとします。

人口減少社会にあっても持続的に発展し続けるまちを実現できるよう、行財政改革を推し進め、さらに「選ばれるまち」となるために新たな施策にも挑みながら、「豊かで誇りある枚方」の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

令和2年(2020年)7月

枚方市長 伏見 隆

行政経営システムの流れ<イメージ>



令和2年度		〇〇部の取り組み	
＜部長の方針・考え方＞		※所掌事務の執行にあたって、部ごとに部長の方針や考え方を記載しています。	
＜部の構成＞		＜主な担当事務＞	
※当該部における課以上の組織を記載しています。		※各部の主な担当事務を市民にわかりやすい表現で記載しています。	

具体的な取り組み：

※部長の方針や考え方に基づいて、今年度に取り組むべき達成に向けた具体的な取り組み内容を記載しています。

具体的な取り組み：

具体的な取り組み：

具体的な取り組み：

目 次

危機管理室	P. 1
子どもの育ち見守りセンター	P. 5
市長公室	P. 7
総合政策部	P. 9
市駅周辺等まち活性化部	P. 11
市民生活部	P. 13
総務部	P. 17
観光にぎわい部	P. 19
健康福祉部	P. 23
保健所	P. 28
子ども未来部	P. 29
環境部	P. 32
都市整備部	P. 35
土木部	P. 37
令和 2 年国勢調査枚方市実施本部	P. 40
会計管理者	P. 41
上下水道局 上下水道経営部	P. 42
上下水道局 上下水道事業部	P. 45
市立ひらかた病院	P. 47
総合教育部	P. 49
学校教育部	P. 53
選挙管理委員会事務局	P. 57
監査委員事務局	P. 58
農業委員会事務局	P. 60
市議会事務局	P. 61

※市議会事務局についても、あわせて掲載しております。

令和2年度
(2020年度)

危機管理室の取り組み

<危機管理監の方針・考え方>

- ①新型コロナウイルス感染症蔓延下における実効性のある対策の強化
- ②自助共助による防災対策の推進
- ③災害に対して強さとしなやかさを持った地域をつくるための施策の推進
- ④危機事象発生時等の体制強化
- ⑤安全安心を持続する防犯対策の推進

<組織の構成>

危機管理室

<主な担当事務>

- (1)危機管理の調査研究、企画、立案及び総合調整に関すること
- (2)危機管理に係る初動体制の確立及び総括に関すること
- (3)防災、消防団及び防犯に関すること 等

具体的な取り組み：避難所における感染症への対応方針・マニュアルの策定

避難所における新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応方針・マニュアル」を策定し、適切な避難行動について事前の周知、自宅療養者等の避難先の確保、指定避難所における感染まん延防止に取り組めます。

具体的には、「枚方市版 避難行動判定フロー」をホームページ等で市民に周知することで在宅避難や親戚・友人宅への避難といった避難の分散を呼びかけるとともに、全1次避難所に配備している避難所開設キットに新たにマスクや手指消毒液を配備する等充実を図ります。

具体的な取り組み：地区防災計画の策定支援

平成26年改正の災害対策基本法では、市町村内の一定地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。

近年、気象災害・土砂災害等が多発しており、本市でも、近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、自助・共助の役割の重要性が高まっています。

そのため、地域の特性や災害リスクに応じた平常時及び災害時の取り組みを地域住民がみずから定める地区防災計画の策定を支援することで、共助の力を高めていきます。

地区防災計画策定にあたっては、住民同士が、話し合いを重ねることが重要であり、支援のために地域の会合に関係部署の職員を参画させて、計画策定を促進していきます。令和2年度は、地区防災計画策定モデル校区を、4校区を目標に選定して計画の策定支援をするとともに手順の検証を行います。令和3年度以降については、策定の完了した校区の事例を周知する事で、順次全市域での計画策定を進めていきます。

具体的な取り組み：枚方市国土強靱化地域計画の策定

大規模自然災害を想定し、本市の脆弱性の評価を行い、取り組むべき施策と優先順位を明らかにするため、令和2年度中に、枚方市国土強靱化地域計画を策定します。

なお、地域計画にそれらの事業を規定することにより、関係府省庁の補助金・交付金について重点化されることとなります。

具体的な取り組み：枚方市防災マップの改定

改正水防法・土砂災害防止法に基づき、市町村は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域図に応じた避難方法等を住民等に適切に周知するため防災マップの作成が必要となりました。

本市では、平成 27 年度に全戸配布を実施した後、転入者配布分のみを作成していましたが、大阪府が浸水想定区域図を見直したことに伴い、令和 2 年度に現行の内容を刷新した上で、新たに 20 万部作成します。作成にあたって、現行の防災マップから以下の点を改善します。

- ① 防災啓発に関する記事の充実
- ② ため池ハザードマップの追加
- ③ 大阪府管理河川（船橋川、穂谷川、天野川等）の浸水想定区域の見直し
- ④ 冊子版の防災マップと併せて大判の防災マップの作成

また、大判 1 枚地図の防災マップも同部数作成し、令和 3 年度当初には、これらをセットにして全戸に配布します。

具体的な取り組み：市内の中学校、高校、大学やNPO等との連携

安全・安心で選ばれるまちを実現していくため、「自助」「共助」「公助」の取り組みや、市と地域をはじめ、市と NPO、市と事業者、また、地域・NPO・事業者相互の「協働」の推進をしていきます。

防災・減災をはじめとする公共的課題に係る中学校、高校、大学、NPO 等との連携を進めるため、中学生、高校生の校区防災訓練への参画を推進するとともに、避難所運営等に関する課題について、市内大学、NPO 等との協働により解決を図ります。

具体的な取り組み：風水害時タイムラインの策定

既存の行政間タイムラインを拡充し、各部が風水害時に担っている個別の防災行動を整理、一覧化し、災害時の確実な防災行動につなげます。

令和 2 年度中に枚方市風水害タイムライン（素案）を策定し、訓練を通じて内容を見直し、令和 3 年度に完成させ、実災害で運用していきます。

なお、策定に向けた庁内会議等については、大阪府枚方土木事所及び大阪府河川室等の支援を受けて実施します。

具体的な取り組み：危機事象発生時等の体制強化

危機管理施策推進委員会の開催方法を見直し、危機事象の発生や新型インフルエンザ等感染症の拡大など状況に応じて柔軟に開催する方法に変更します。

また、近年増加傾向にある子どもを標的にした犯罪や、学校や庁舎等を対象にした犯行予告などの発生に備え、より迅速かつ的確に対応できるよう危機管理対応指針を拡充します。

危機管理対応指針については、最重要となる初動対応をより明確化するため、危機管理対応フロー図を更新します。

具体的な取り組み：防犯カメラの運用

令和２年度に 329 台の防犯カメラを更新するとともに、さらなる安全の強化のために 25 台を増設し、全 1004 台の運用を行います。

市内に設置する防犯カメラは、犯罪発生を抑止（未然防止）や、発生時の迅速な対応など非常に有効な役割を担っていることから、令和４年度にリース期間が満了となる 650 台の更新について、運用実態を整理・検証します。また、枚方市防犯協議会等の地域の声や枚方・交野両警察署等の関係機関の意見を踏まえ、より効果的な設置場所の選定方法や広角的に撮影できる機種等、更新・増設に向けた調査研究を行います。

具体的な取り組み：子ども向け防犯講座の実施

近年、子ども達が犯罪に巻き込まれる事案が増加していることを踏まえ、自己防衛手段を持たない子ども向け防犯学習の機会を設けることで、市の総合的な防犯対策の強化及び防犯意識の向上を目的として実施します。

すでに取り組んでいる一般市民向けの出前講座をもとに、実施方法の確立に向けて専門的知見を得るため、枚方・交野警察署等に参考意見を求めます。また、枚方市防犯協議会等関係機関に実施協力を求めるなどの調整を行います。

具体的な取り組み：防犯対策の拡充

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、青色防犯パトロール時の街宣活動を追加し、広く市民へ注意喚起を行います。また、庁内連携のひとつとして放送設備を備えた車両を所有する関係各課へ車両運行時の注意喚起放送の実施協力を求めるなど、市民が安全に安心して暮らせるよう防犯対策を拡充します。

具体的な取り組み：消防団車両での啓発活動の実施

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一環として、枚方市消防団員による、消防団（11 分団）の消防車両（42 台）を活用した車両啓発活動を行い、市民への呼びかけを行います。

また、感染拡大が予測される第２波・第３波に備え、迅速に消防団活動が行えるよう連絡・連携体制を整備します。

具体的な取り組み：行政改革・業務改善

行財政改革プラン 2020 の改革課題

（基本方針 5 No.7 地域防災力向上をめざした訓練の見直し）

地域防災力向上を図るため、複数校区で感染症対策を視野に入れた避難所開設（実働型訓練）と市との情報共有訓練の実施を促進する。

具体的な取り組み：広報・情報発信

枚方・交野両警察署、枚方市防犯協議会に加え事業者とも積極的に連携し、各種防犯キャンペーンを実施します。また、誰もが必要とする最新の防犯・防災情報を集約して的確に伝えられるよう引き続きひらかた安全・安心メールを配信するほか、新たに LINE 等の SNS を活用した情報発信も行います。

風水害時に市民への情報伝達を的確に行うためには、枚方市の実状に応じた、情報伝達手段の多重化・多様化を図る必要があります。災害時に情報取得が困難な市民に防災情報をお知らせするための最適な手段等、情報発信に関する様々な課題について専門的な見地から助言をもらうため、消防庁が実施する情報アドバイザー派遣事業を活用します。

具体的な取り組み：組織運営・人材育成について

市長直轄組織として危機管理室を位置付け、新たに設置した危機管理監の陣頭指揮のもと、大規模自然災害など有事の際に、迅速かつ的確に対応を行い、市民生活の安全確保やまちの機能回復を目指します。

地域との連携による自主防災・地域防災力の向上に努め、災害時に必要な事案に係る理解を深めていきます。

具体的な取り組み：予算編成・執行について

防災マップの改定のため、安心安全基金を財源とし、3千8百万円を予算化し、令和3年度の全戸配布に向けて準備を進めます。

令和2年度
(2020年度)

子どもの育ち見守りセンターの取り組み

＜部長の方針・考え方＞

子どもの貧困、いじめ、虐待、ひきこもり、不登校など、子どもをめぐる問題が深刻さを増す中、すべての子どもたちが、その生まれ育つ環境、暮らす場所や年齢にかかわらず、地域とのつながりを持ち、健やかに育成されるとともに、切れ目のない支援を享受できる社会の実現が強く求められている。

何より子どもの命を守ることを第一に、家庭を中心に国、学校、企業、地域等との相互連携の下、あらゆる手段を尽くして「子どもたちの最善の利益」を総合的かつ効果的に守っていかねばならない。

- ①社会全体で子どもや子育て家庭を見守るための「地域づくり・関係機関の連携体制の強化」に取り組む
- ②悩みを抱える子どもや子育て家庭の声なき声を早期に掴むため「行政内部の連携体制の改革」に取り組む
- ③子どもに係るソーシャルワークの拠点である「子どもの育ち見守りセンターの支援体制の充実」に取り組む

＜部の構成＞

子どもの育ち見守りセンター

＜主な担当事務＞

- (1) 母子・父子家庭や寡婦の相談支援に関すること
- (2) 助産施設及び母子生活支援施設の入所等に関すること
- (3) 様々な悩みを有する子ども・若者やそのご家族の相談支援に関すること
- (4) 児童虐待の防止及びネットワーク支援に関すること
- (5) 子どもの貧困対策・支援に関すること

具体的な取り組み：（仮称）子どもを守る条例の制定

子どもを取り巻く状況が深刻さを増すなか、全ての子どもが一人の人間として尊重され、行政、保護者、地域、関係機関など、さまざまな主体が連携しながら子どもたちの育ちを支えていく社会の実現を目指し、「（仮称）子どもを守る条例」の制定を進めます。

子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方を実現するため、社会全体で子どもの成長を支えるといった姿勢を改めて宣言し、市を挙げて理念と方針を再確認するとともに、子どもを守る仕組みづくりをさらに推進します。

具体的な取り組み：子どもの育ち見守り庁内連携体制の改革

子どもや子育て家庭に必要な支援を早期にそして切れ目なく、予防的見地からさらに的確に届けることができるよう、プライバシーには適正に対応し、子育て、教育、健康、福祉など行政各分野が持つ子どもの情報を円滑に共有できるシステムを構築します。

また、ケーススタディを取り入れた職場研修や、外部講師による研修の実施、及び虐待対応に係る国の義務研修の受講等を通じて、職員の専門的な能力向上を一層図り、子どもに必要な支援を的確に届けることができる体制を整備します。

具体的な取り組み：教育との連携による見守り支援体制の整備

新型コロナウイルスの感染の拡大防止のため、児童・生徒が外出自粛や学校園の休校など大きな環境の変化により、大きなストレスが生じています。このような不安や変化に対し、スクールソーシャルワーカー（児童・生徒が生活の中で抱える様々な問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る福祉の専門職）や新たに設置したスクールロイヤー（学校で発生するさまざまな問題について子どもの利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言する弁護士）を活用し、小中学校における児童・生徒の見守り活動を支援するとともに、「福祉と教育のさらなる連携」を図り、さまざまな視点から子どもたちを継続して見守る支援体制を整備します。

具体的な取り組み：児童虐待・いじめ・ひきこもり・不登校など支援体制の充実

各関係機関と連携した児童虐待・いじめへの早期対応、予防・防止を図るとともに、不登校、ひきこもりなど、さまざまな状況にある子ども・若者やその家庭への包括的なサポート体制を強化します。

学校をはじめ関係機関との連携をより一層強化するとともに、子どもにとって相談の心理的ハードルの低い「SNS 相談体制」の導入や「リモート（オンラインミーティングなど）・WEB メディア」を活用した子どもの居場所づくりなど、相談・支援体制の充実に取り組みます。

具体的な取り組み：子どもの貧困・ひとり親家庭・里親等支援体制の充実

新型コロナウイルスの影響を受け、活動休止を要請してきた「子ども食堂」について、休校・外出自粛が長期化する中、その存在意義が益々高まっていることから、新しい生活様式を踏まえた運営方法のもと、一日も早い再開に向け、地域と連携した取り組みを進めます。

第4次ひとり親家庭等自立促進計画の策定に向け、改めてひとり親家庭等の社会生活にかかる実態及び支援ニーズを把握し、実効性ある施策に反映します。

また、さまざまな理由で親と暮らすことができない子どもへの支援を強化するため、府や里親支援機関等と連携を深め、里親制度の理解促進と普及に取り組みます。

令和2年度
(2020年度)

市長公室の取り組み

<部長の方針・考え方>

◆新型コロナウイルス対応を最優先に、市民の信頼確保へ一丸となって取り組む。

- ①迅速で的確な情報発信や意見・提言の集約。
- ②人権的配慮のための啓発や支援。

<部の構成>

秘書課
広報プロモーション課
広聴相談課
人権政策室
市民活動課

<主な担当事務>

- (1)秘書に関すること。
- (2)広報活動、シティプロモーションに関すること。
- (3)報道機関との連絡に関すること。
- (4)広聴及び市民相談に関すること。
- (5)人権、非核平和及び男女共同参画施策に関すること。
- (6)住民自治の振興及び市民活動の支援に関すること。

具体的な取り組み：全庁的な情報発信力強化・効果的な広報の実践

新型コロナウイルスをはじめとする危機事象における市ホームページを通じた緊急情報を迅速かつ適切に発信するため、関係部署と連携して掲載の流れを整理・調整したうえで全庁的な周知を図るとともに、市民の視点に立った見やすさを重視したホームページづくりを目指します。

また、夜間・休日等の緊急対応や災害対応の長期化等を見据え、ホームページ更新等の業務については、担当以外の職員も操作方法や処理方法の習得などに取り組み、複数人で対処できる体制を構築します。

具体的な取り組み：シティプロモーションの推進

継続的な支援を進めるため創設した「新型コロナウイルス対策応援基金」について、市PR大使など枚方ゆかりの著名人への呼びかけや協定締結企業とのタイアップを通じて制度の周知を図り、キャッチフレーズ「必ず乗り越える。コロナの先へ」とともに市一丸となってこの難局を乗り越える姿勢を内外にアピールします。

具体的な取り組み：「市長への提言」事務の最適化

「市長への提言」について、新型コロナウイルスに関連する提言の受付数が大幅に増えていることを受け、災害や感染症等のリスク事象発生時に市長が提言内容を的確に把握し、速やかに市民の意見や要望を踏まえた新たな施策を構築し、その展開に繋がるよう事務の最適化を図ります。合わせて、提言内容については、担当部署と共有化し、その対応について十分な調整を行ったうえで、市民に寄り添った「市長のことば」として、提言者に迅速かつ適切に回答が行えるよう努めます。

具体的な取り組み：DV被害者支援に関する取り組み

新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活不安やストレス、在宅勤務による生活環境の変化等により、DV被害の増加・深刻化が懸念されることから、身近な専門相談機関として設置している枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を、潜在的な被害者にも利用してもらえるようさらなる周知に努めます。支援を求める被害者に対しては、電話や面談による相談、保護命令の作成支援、緊急一時保護の際の同行支援を行うとともに、障害や高齢、生活困窮といった複合的な困難を抱える被害者に対しては、関係機関とも連携しながら寄り添った支援を行います。

具体的な取り組み：人権侵害に関する取り組み及び平和啓発

新型コロナウイルスの感染者や医療従事者が偏見や不当な差別につながる風評被害に苦しむ事例が全国的に発生していることから、そのような人権侵害が起こることのないよう、確かな情報の入手や冷静な行動の呼びかけ、互いに相手を思いやる気持ちを持つことの大切さについて積極的に発信するなどの啓発活動を行うとともに、被害者が利用できる相談窓口のさらなる周知に努めます。

「平和の燈火（あかり）」や「ひらかた平和フォーラム」などの平和施策イベントについては、新型コロナウイルス感染防止対策を適切に行いながら開催に向け取り組みを進めます。

具体的な取り組み：校区コミュニティ協議会等の連絡・情報発信のICT化

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、これまで主にファクスや郵送で行ってきた校区コミュニティ協議会等への連絡・情報発信については、人との接触を避けるため従来の紙による情報伝達が円滑に行えない状況が見受けられるようになったことから、ICTを活用した情報伝達の必要性を認識したところです。こうした状況を踏まえ、市から校区コミュニティ協議会等へ必要な情報を速やかに伝達すること等を目的に、校区コミュニティ協議会等におけるICT活用の現状やニーズを踏まえ、ICT化に向けた検討を進めます。

令和2年度
(2020年度)

総合政策部の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

新型コロナウイルス感染症に対する、市民の不安や生活課題を解決するため、「新しい生活様式」の定着に向けた取り組みをはじめ必要な対策を構築し、市民が安心して暮らせるコロナに負けないまちづくりを進めます。そのためにも、新型コロナウイルスによる本市行財政への影響を分析しながら、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営を行い、まちの魅力向上に取り組みます。

- ①市民目線で考えることの徹底
- ②より効率的で機能的な業務体制の確立
- ③ICT 施策の展開
- ④「新しい生活様式」を取り入れた施策展開

＜部の構成＞

企画政策課
財政課
行革推進課
ICT 戦略課

＜主な担当事務＞

- (1)市の政策、予算の編成、財政に関する事務
- (2)行政評価・行政改革に関する事務
- (3)マーケティングに関する事務
- (4)ICT に関する事務

具体的な取り組み：行政評価システムの再構築

新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中、市税収入の大幅な落ち込みが予想されます。そのような状況下においても、さまざまな事象に対応できる安定した財政基盤構築のため、具体事業の実施にあたっては目的を明確にするとともに、適切な KPI（重要業績評価指標）を設定するなど、事務事業の効果検証をより一層選択と集中の視点のもと、企画政策課・財政課・行革推進課が連動・連携して取り組みます。

また、今年度につきましては、上記の状況を踏まえたうえで事務事業の検証を行い、次年度の財源確保に努めるとともに、事業廃止も含めた効果的な事業への転換を図ることができるよう、行政評価システムの再構築を行います。

具体的な取り組み：公民連携の強化

シティプロモーション推進プラットフォームの見直しなどを行うことで、民間の柔軟な発想や創意工夫を本市の施策により積極的に取り入れ、市民、地域、事業者、大学などと行政課題や目標を共有し、それぞれの特性や資源などを生かした協働の取り組みを行います。

また、縦割り行政ではなく、横串連携や組織横断的な庁内連携を実現し、より効果的な取り組みを目指すとともに、新型コロナウイルス感染症を含めた、あらゆる危機管理事象に対しての未然防止や対応策、新しい生活様式について、公民連携を最大限に活用していきます。

具体的な取り組み：新しい生活様式を取り入れたスマート自治体の実現

新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためには、新しい生活様式の定着や非接触型のまちづくりに向けて取り組みを進めて行く必要があります。感染拡大の次の波に備えるためにも、新しい生活様式を取り入れた「スマート自治体」の実現が必要不可欠で、3密回避や非接触型をキーワードに ICT を活用した市民サービスの向上を進めます。

また、「スマート自治体」の取り組みを進めるうえで、効率的・機械的になる一方で市民との心の距離を離さないように意識し、市民目線で考えることの徹底を図ります。

具体的な取り組み：ICT を活用した市民サービスの向上

より効率的で機能的な業務体制の確立や新型コロナウイルス感染症を含めた、あらゆる危機管理事象に対して、迅速な情報共有などの観点から、テレビ会議システムの導入や新しい生活様式を取り入れた施策展開の一つとして、勤務場所に拘束されず業務が行えるよう、ICT を活用したモバイルワークの充実を図り、職員が本来業務に注力できる環境を整備します。

また、市民が窓口に来庁する時間を事前に予約できるサービスを行うことで、窓口の滞在時間の短縮や混雑緩和、市民の視点・立場に立った窓口来庁予約システムを導入するとともに簡易的な申請・届出を中心にオンライン化の拡充を行い、来庁せずとも手続きが行える環境整備を進めます。

具体的な取り組み：SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた取り組み

「誰一人取り残さない」という理念のもと、17の目標を掲げる SDGs について、本市の施策との関連付けや市民参加型のワークショップによる目標設定などに取り組み、あわせて職員の意識醸成を図ります。取り組みにあたっては、育児や介護をはじめとする生活のさまざまな場面において、多くを女性が担っている現状を踏まえ「女性」の視点を取り入れた総合的・横断的な取り組みに加えて、新しい生活様式を踏まえた取り組みを図り、様々なステークホルダーとの連携を行います。

具体的な取り組み：スマートフォンを活用した情報サービスの仕組みづくり

スマートフォンの普及が進む昨今の状況を踏まえ、LINE 公式アカウントを活用した情報サービスを、新型コロナウイルス感染症を含めた、あらゆる危機管理事象に対して、災害時の緊急情報、市民が必要とする情報の発信や危険個所の通報機能を提供します。さらに、住んでいる場所などの属性情報に応じた情報発信等の機能向上を図るため、統合型アプリを導入します。

令和2年度
(2020年度)

市駅周辺等まち活性化部の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

- ①地域資源を生かした魅力あふれる拠点づくりの推進
- ②枚方市駅周辺再整備に向けた機運の醸成
- ③国・府をはじめ事業者など様々な関係者との連携、協力
- ④議会や市民への丁寧な情報共有

＜部の構成＞

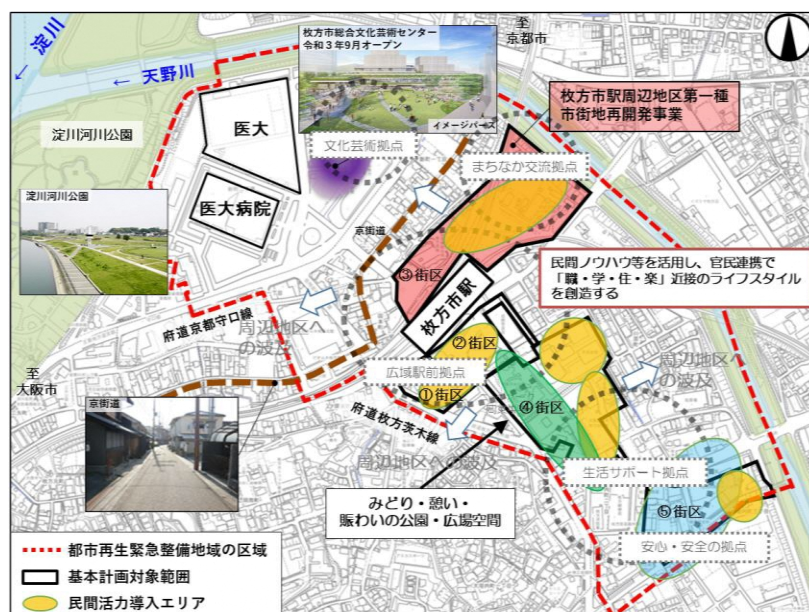
市駅周辺等まち活性化部

＜主な担当事務＞

- (1) 枚方市駅周辺の再整備に係る企画、立案、調整及び実施に関すること。
- (2) 香里ヶ丘中央公園及び枚方市立香里ヶ丘図書館並びにそれらの周辺の整備に係る調整に関すること。
- (3) 枚方市駅周辺の再整備等に係るエリアマネジメントに関すること。

具体的な取り組み：枚方市駅周辺再整備の推進

枚方市駅周辺再整備については、多くの地域資源を生かし、魅力的な中心拠点の実現をめざすため、本市の財政状況を踏まえた最適な事業手法や事業費、全体スケジュールの具体化に加え、都市再生緊急整備地域の制度を活用し、さらなる民間ノウハウや投資を促す環境づくりを進めます。また、枚方市駅周辺再整備基本計画及び枚方市新庁舎整備基本構想の策定に際しては、枚方市駅周辺活性化協議会をはじめとする関係者と意見交換などを行うとともに、新庁舎位置など議会の理解を得ながら、パブリックコメントや市民説明会を開催し、連鎖的なまちづくりの具体化を推し進めます。枚方市駅北口駅前広場から府住宅供給公社枚方団地、京阪電鉄枚方事務所を含むエリアである③街区以外の街区については、再整備基本計画及び新庁舎整備基本構想の策定と並行して、地権者との勉強会や情報共有を行なうなど、再整備に向けた機運の醸成に努めます。また、市駅周辺エリアの価値向上を高めるため、その中心的な役割を担う仕組みづくりや多くの方が主体的に関わり・取り組むといったエリアマネジメントを促進します。



枚方市駅周辺再整備イメージ図

具体的な取り組み：枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業の推進

③街区は、連鎖型まちづくりのトリガーとなる事業として、駅前交通広場及び区画道路等の公共施設の整備による交通結節点機能の強化と合わせて、土地の高度利用による多様な都市機能の集積と都市居住の誘導を図るとともに、歩行者回遊動線の形成、防災機能の向上等を総合的に推進するため、引き続き、市街地再開発組合や国、府と連携して取り組みを進めます。

具体的な取り組み：新庁舎整備にむけた検討

新庁舎整備の検討については、安全・安心拠点としての機能をより発揮できるよう、枚方消防署の老朽化対策を枚方寝屋川消防組合と連携しながら検討を進めるとともに、現行の市駅前行政サービス機能を今後も継続しながら、子育て世帯や高齢者への支援機能や図書館機能の拡充などを、市民の利便性の良い枚方市駅前で実施できるよう検討を進めます。

具体的な取り組み：香里ヶ丘地域のまちづくり

香里ヶ丘地域のまち全体がさらに魅力あるまちへと発展していくため、香里ヶ丘図書館と香里ヶ丘中央公園の一体的な整備を契機に様々な取り組みを関係部署等と連携し推進します。

香里ヶ丘図書館の建て替えと香里ヶ丘中央公園の再整備については、図書館と公園の一体的な整備の考え方に基づき、まち全体のさらなる活力へ広げていくため、本年夏にリニューアルオープンを行います。

また、香里ヶ丘地域においては、子育て環境の充実や高齢者の暮らしやすいまちづくりを進めるために、包括連携協定を締結している UR 都市機構や関係部署等と連携し子育て世代を呼び込む取り組みを進めます。

令和2年度
(2020年度)

市民生活部の取り組み

<部長の方針・考え方>

- ①来庁者の視点に立った丁寧な窓口サービスの提供
- ②新型コロナウイルス感染防止に対して、郵送による手続きの拡大、ビニールシートによる保護など窓口の適切な管理
- ③新型コロナウイルス感染症により、市税や保険料を一時に納付できなくなった方に対する徴収猶予など、状況に応じた納付の確保、ひとり親世帯等への給付金等の支援
- ④新型コロナウイルス感染症により生じる消費者被害の未然防止

<部の構成>

市民室
国民健康保険室
年金児童手当課
医療助成課
税務室税制課
税務室市民税課
税務室資産税課
税務室納税課
税務室債権回収課
消費生活センター

<主な担当事務>

- (1)戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、住居表示に関すること。
- (2)番号法に基づく個人番号の付番及び個人番号カードの交付等に関すること。
- (3)国民健康保険に関すること。
- (4)後期高齢者医療に関すること。
- (5)国民年金に関すること。
- (6)児童の扶養に係る手当に関すること。
- (7)医療助成に関すること。
- (8)市税に関すること。
- (9)税外債権に関すること。
- (10)消費生活に関すること。

具体的な取り組み：新型コロナウイルス感染症拡大に伴うひとり親世帯等への支援

新型コロナウイルス感染症拡大で、生活に影響の大きい児童扶養手当受給世帯等に対し、国による追加給付等のほか、市独自で児童一人当たり5万円（高校生世代は10万円）を支給します。また、休業により収入減となった同世帯に休業手当金を支給します。

具体的な取り組み：マイナンバーカードの普及促進

令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、国はマイナンバーカードの普及を推進していることから、令和2年度は、第4日曜日以外の臨時開庁や出張受付、申請用写真の無料撮影を行い、マイナンバーカードの円滑な取得、更新に取り組みます。

また、令和2年9月からマイナンバーカードを利用したマイナポイントによる国の消費活性化策が予定されており、市民がマイナポイントを利用するのに必要となるマイキーID設定の支援を行います。

具体的な取り組み：市税収入の確保

市税については、これまで現年度課税分に重点を置いた徴収を行うことで、滞納繰越の防止や債権を中心とした適正な滞納処分の執行等の取り組みにより、令和元年度に徴収率99.1%を達成しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税環境が非常に厳しい状況となっているため、市税の収入確保にあたっては、新型コロナウイルスにより一時に納付出来なくなった納税者には徴収猶予の申請を勧奨するなど、状況に応じた納付確保を行います。

また、滞納整理にあたっては、これまで効果のあった取り組みを充実させていくことで市税収入確保に努めます。

具体的な取り組み：市税の徴収猶予特例制度の運用

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入に相当の減少があり、市税の納付が困難な場合において、申請に基づき、1年間徴収猶予ができる特例制度の開始に伴い、納税者への制度周知を図るとともに、迅速かつ適正な事務執行に努めます。

具体的な取り組み：税外債権に係る未収金対策等の取り組みの推進

税外債権に係る未収金対策等の取り組みとして、債権の管理・回収等に係る知識・技術を身につけるとともに、新型コロナウイルスの影響や様々な事情により一時に納付出来なくなった債務者には、徴収猶予制度の説明や個々の状況に応じて丁寧な納付相談を行いながら、公平かつ公正な債権管理・回収を行うため徴収体制の強化を図ることで、徴収率の向上と収入未済額の圧縮に努めます。

具体的な取り組み：国民健康保険の保険給付費適正化に向けた取り組みの推進

保険給付が適正に行われるよう、レセプト点検については、本市独自の点検員による二次審査の充実を図るとともに、あん摩マッサージ、はり、きゅう、柔道整復療養費について、適正な受診につながるよう啓発を行います。また、療養給付費の返還事務や第三者行為求償事務について、関係機関との連携を図るなどして、引き続き適正な執行に努めます。さらに、年6回の医療費通知の送付に加え、ジェネリック医薬品の利用促進に向け、切り替えた場合の自己負担額軽減効果を示した啓発を行います。

具体的な取り組み：国民健康保険料の収納率向上

国民健康保険料の収納率 93.0%を目標に収納率向上の取り組みを進めます。具体的には、令和2年4月からスマートフォンを利用する決済システムを導入したほか、新たに携帯電話・スマートフォンのショートメッセージサービス（SMS）を活用した手法を導入することで、より効果的な収納業務の推進を図るとともに、きめ細やかな催告及び納付相談を実施します。

具体的な取り組み：（仮称）おくやみ手続き窓口の開設

ご家族がお亡くなりになった時の行政手続きは、故人により必要な手続きが異なっています。これらは遺族にとって大きな負担となっていることから寄り添った対応が求められており、市役所の手続きをお手伝いするとともにワンストップで対応できる窓口を開設します。

具体的な取り組み：消費者被害対策の推進

消費者が消費生活における的確な意思決定・行動が出来るよう、啓発紙の配布や講演会等を通じ、市民の消費者問題に対する意識の向上に努めます。特に新型コロナウイルス感染症により生じる消費者被害の未然防止に取り組みます。

また、消費者被害に遭われた時に消費生活センターへご相談していただけるよう、市内各所で PR 活動等を通じ、当センターの周知に努めます。あわせて、高齢相談者等への取組みを強化するため、平成 31 年 4 月 1 日に設置した「消費者安全確保地域協議会」の構成機関と連携し、消費者被害の未然防止・早期解決に繋がります。

具体的な取り組み：キャッシュレス決済の導入

新たな収納手法として、スマートフォンを利用した専用アプリによる決済により、LINE Pay、インターネットバンキング、クレジットカードで納付することができる仕組みを令和 2 年 4 月から運用を開始し、納税者の利便性向上、市税収入確保に努めます。

具体的な取り組み：定型入力業務の効率化

口座振替業務や市税還付業務について、AI-OCR 及び RPA を導入することで、入力業務の効率化を図ります。

具体的な取り組み：固定資産課税データと法務局登記情報の連携システムの稼働

固定資産税の課税に必要な土地・家屋の登記の異動情報を固定資産税の基幹システムへ取り込めるように、連携システムを構築・稼働し、正確性の向上と業務の効率化を目指します。

具体的な取り組み：償却資産にかかる未課税物件調査の拡充

固定資産課税台帳の突合だけでなく、税務署への課税情報の照会や市民税課の申告書データ等も活用して、課税対象となる個人事業者や市外に所在する法人を抽出し、適正な課税と税収の確保に努めます。

具体的な取り組み：ふるさと寄附の推進

本市の取り組みに共感し、寄附していただけるように、市ホームページ等により寄附金の使い道や本市情報の効果的な発信をするとともに、返礼品の拡充に取り組み、さらなる財源確保に努めます。

具体的な取り組み：租税教育の推進

次代を担う子どもたちにも税の仕組みを理解してもらうことを目的として、市内小学校で開催する租税教室に税務室職員を講師として派遣するとともに、「税に関する小学生の習字展」の開催や、「中学生の税に対する作文」の優秀作品の掲載を行います。

具体的な取り組み：債権の管理・回収等に係る知識・事務手続に係る研修等の実施

市債権管理及び回収に関する条例に沿った適正で効率的な事務処理を行うために、市民生活部所属の弁護士職員を有効に活用し、リーガル研修など債権の管理・回収等に係る知識・事務手続に係る研修等を実施することにより、市全体の徴収職員の人材育成に取り組めます。

令和2年度
(2020年度)

総務部の取り組み

<部長の方針・考え方>

- ①職員倫理の更なる醸成、不正行為やハラスメントが発生しない組織の実現
- ②ICT 利活用能力等、これからの時代に則した人材育成・能力開発の推進
- ③前例踏襲ではなく常に改善・挑戦の意識を持つことができる組織風土の構築
- ④上司・部下、同僚間においてコミュニケーションが活発で一丸となって前進していく組織

<部の構成>

人事課
職員課
コンプライアンス推進課
総務管理室
契約課
工事検査課

<主な担当事務>

- (1) 職員の人事、人材育成、給与等に関する事務
- (2) 公正な職務執行の推進、情報公開に関する事務
- (3) 文書管理、法規、情報公開及び個人情報保護に関する事務
- (4) 庁舎管理、統計に関する事務
- (5) 市有財産総括管理・活用、財産区に関する事務
- (6) 契約、建設工事の検査に関する事務

具体的な取り組み：更なる働き方改革・より一層の ICT の活用

Society5.0（超スマート社会）時代にふさわしい更なるスリムで機能的な組織体制への転換に向けては、まずは、職員の意識改革が必要であり、一人ひとりが前例踏襲を改め、自治体を取り巻く社会状況の変化に対応していく高い意識を持つとともに、組織としてチャレンジする人材の育成に力を注がなければなりません。

このような組織風土を醸成したうえで、更なる事務の見直し、業務効率化を図るなどの働き方改革を進めることに加え、より一層の ICT の活用の取り組みを推進することなどにより、職員の力を新たな市民サービスの向上につなげるとともに、長時間労働の是正により、ワークライフバランスの推進、時間外勤務手当等の人件費抑制に努めます。

具体的な取り組み：狭隘な庁舎内でのスペースの確保

新型コロナウイルス感染症対策における、いわゆる新しい生活様式の中で求められる状況下において、狭隘な庁舎内においてもスペースを最大限有効活用できるよう、文書保管および執務スペースの整理を図る必要があります。

まずは、部内において無駄を省いたオフィスレイアウトの構築に早期に取り組み、それを全庁的に拡充することにより、来庁市民の待合スペース等の確保や、職員の執務時における距離の確保に努めます。

具体的な取り組み：市有財産の有効活用による財源確保

未利用となっている市有地については、現状把握に努め、活用に向けた条件整備等を行い、売却や貸付の実施に向けた取り組みを進めます。

また、平成 30 年 7 月から開始した、枚方市市有資産民間提案制度により、ニッペパーク岡東中央（岡東中央公園）をはじめ 7 件のネーミングライツ契約締結の実績を上げましたが、今年度においても、総合文化芸術センターや総合体育館など新たな対象施設を選定し、引き続き枚方市市有資産民間提案制度を推進するとともに、旧都市計画公園茄子作公園用地など不要地の処分を行い、より効果的な市有資産の活用に向けた取り組みを進め、財源確保に努めます。

（効果額：54,000 千円）

令和2年度 (2020年度)	観光にぎわい部の取り組み
<部長の方針・考え方> ①新型コロナウイルス感染症で影響を受けた市内事業者への支援の実行 ②新しい生活様式をふまえた観光施策とにぎわいづくりの推進 ③総合文化芸術センターオープン前後における多彩なジャンルの事業展開 ④枚方宿と東部地域の活性化に向けた具体的検討 ⑤文化財とスポーツを活用した観光施策の検討と実践	
<部の構成> 観光交流課 商工振興課 農業振興課 文化生涯学習課 文化財課 スポーツ振興課	<主な担当事務> (1)観光及び都市交流に関すること。 (2)商工業に関すること。 (3)農業に関すること。 (4)文化及び生涯学習に関すること。 (5)文化財に関すること。 (6)スポーツに関すること。

具体的な取り組み：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者を支援するため、飲食店が販路拡大を目指して実施するデリバリーサービスを助成する「デリバリー支援事業」をはじめ、市内でテナント運営を行う事業者のうち大阪府の支援金の対象とならない事業者支援として「事業継続固定費支援金」を実施するほか、緊急融資の認定や信用保証料の補給などの資金繰り支援に取り組みます。

また、「事業者支援総合相談窓口」を設置し、国・府も含めた各種支援策の最新情報を提供するとともに、社会保険労務士・行政書士を配置し専門相談にも対応します。さらに、これからの新たな生活様式に対応した支援策の検討を進めるなど、市内事業者に対し継続した支援に取り組みます。

具体的な取り組み：ネットワーク等を活用した観光推進と「にぎわい」の復興

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、市内の観光資源を紹介する「バーチャルツアー」動画をYouTubeの市公式ホームページへ配信するほか、テイクアウト・デリバリー紹介サイトの情報発信を5月から開始します。

また、国の観光需要喚起策である「Go To キャンペーン」を活用するとともに、文化財をはじめ、スポーツ、商工業、農業を「観光」や「にぎわい」のキーワードで連携を図り、民間企業等と共に魅力あるコンテンツを組み合わせた多彩なツーリズムの開発を進めます。加えて、友好交流都市事業の一環として、各都市の魅力ある観光資源についてVR技術を用いた動画をオンラインで情報発信するとともに、新型コロナウイルス感染症の収束後に、新たなにぎわいづくりや市の魅力向上、交流人口の増加に繋がるイベント等を速やかに開催できるよう準備を進めます。

具体的な取り組み：枚方市若手芸術家支援事業「アート・スプラウト WEB 版」の開設

新型コロナウイルス感染症の影響により、活躍の場が失われている枚方ゆかりの若手アーティストに発表の機会を提供（支援）する動画配信事業を6月から開始します。枚方市アーティストバンクの登録者から参加を募り、撮影した音楽やダンス等の実演をYouTubeの市公式ページに配信するもので、クラシック音楽から日本舞踊までさまざまなジャンルの若手芸術家を紹介します。併せて、登録者を増やし、美術工芸ジャンルのビジュアルアーツにも対象を拡げるとともに、映像・音質を向上させるなど、本格実施に取り組みます。

具体的な取り組み：枚方市総合文化芸術センターの整備とオープン前後に向けた取り組み

現在整備中の枚方市総合文化芸術センターについては、新型コロナウイルス感染症の影響で工事が一時中断しましたが、令和3年9月のオープンに向けて、整備を着実に進めていくとともに、施設の維持管理だけでなく、これまでのソフト事業をより発展・強化できる事業者を選定します。

センターは市駅周辺再整備の契機となることから、オープン前後において、魅力的で多彩なジャンルの事業を数多く展開し、市駅周辺地域全体の魅力向上や活性化を促進します。併せて、総合福祉会館との連携や社会包摂の趣旨を踏まえた事業を実施するなど、センターに携わる利用者の裾野を広げ、本市の文化芸術の拠点施設として市民に愛される施設となるよう、開館準備業務に取り組みます。

また、ネーミングライツパートナーを公募し、企業等の協力により、施設の管理運営を行います。

具体的な取り組み：枚方宿を中心とする観光施策の推進と東部地域の活性化

本市の地域資源の一つである「枚方宿」について、同地区の活性化及び観光客の誘客を図るため、淀川、枚方宿、枚方市駅周辺のそれぞれのエリアを面で捉えた施策を推進する観光施策プロジェクトチームを設置し、枚方宿地区内における観光拠点機能の整備について検討を行います。

また、北河内唯一の農業振興地域である東部地域について、貴重な農空間や里山など自然環境豊かな地域特性を生かした取り組み（活性化策）などについて、東部地域活性化プロジェクトチームを設置し、様々な観点から検討を進めるとともに、観光施策に活用できる空間の情報収集に努めます。

具体的な取り組み：農業振興の推進と市内大学と連携した都市農業の活性化

平成 30 年度より実施しているパイロット事業「ちょっと本気の野菜づくり講座」の検証結果を踏まえて、シルバー世代を中心に農業の新たな担い手を育成する効果的な事業展開を検討します。さらに、継続した農業従事に意欲ある講座修了生の受け入れ体制づくりやグループ就農の仕組みづくりを確立するとともに、農地銀行の活用や農地中間管理機構との連携等により、遊休農地の利活用につなげます。

さらなる都市農業の活性化を図るため、特産物（農産物）の創出や市内商工業者と、摂南大学農学部との連携を図り、枚方産農産物の特産化や 6 次産業化に取り組めます。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が令和 2 年 7 月 19 日に満了となるため、新たに令和 2 年 7 月 20 日から 3 年間の任期となる候補者を枚方市農業委員等候補者評価会議にて選定します。

具体的な取り組み：起業支援のブランド化と ICT を活用した商工業の振興

これまで創業する機会の少なかった世代に向けて、創業意識を啓発する新たな取り組みを展開し、さらなる創業環境の充実とブランド化を進めるため、新型コロナウイルス感染症予防対策を確保した上で、市駅周辺の民間商業施設等と連携した新たなパイロット事業に取り組めます。併せて、パイロット事業と地域活性化支援センターの機能を連携させることで、本市の創業支援環境の充実を図ります。

また、NICT（国立情報通信研究機構）等と連携し、ICT を活用した実証実験を検討するなど、市内中小企業における課題の解決につながる支援に取り組むとともに、市内事業者への支援を継続して行います。

具体的な取り組み：歴史文化遺産の保存とさらなる活用

特別史跡百済寺跡、史跡楠葉台場跡、枚方宿など先人から伝えられてきた多様な歴史文化遺産について、記録・保存するとともに、歴史の薫り豊かなまちづくりや観光施策への活用・展開を図り、まちへの誇りと愛着を育むため、各種イベントの開催や再現イメージの効果的な伝達方策等について検討します。

「特別史跡百済寺跡」再整備工事については、東南角地の整備と公園東側の基盤整備、築地堀の復元実施設計を行うとともに、関連する由緒のある自治体との交流事業の可能性（友好交流資料館提携や物産紹介など）について協議検討を進めます。

また、枚方宿鍵屋資料館や旧田中家鋳物民俗資料館においては、新型コロナウイルス感染症予防対策を確保し、安心して見学や講座等を行うことで、幅広く市民に歴史文化を楽しんでいただく事業に取り組めます。

具体的な取り組み：スポーツ施策の推進とスポーツツーリズムの創出

スポーツの持つ力や素晴らしさが社会の活力につながるよう、生涯スポーツや健康スポーツを通じた地域の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症予防対策を確保した上で、枚方市スポーツ協会等と連携したスポーツ施設以外の公園や河川堤防において、健康イベントを開催するなど、スポーツの価値を再実感できる事業に取り組みます。

地域資源を活用した歴史ウォーキング・ジョギング教室等をはじめ、市内の民間事業者や観光関連団体等と連携し、新たにオリンピック種目となったスポーツの紹介やニュースポーツの研究と普及促進などに取り組みます。また、地元スポーツチーム支援の検討プロジェクトチームにおいて、地元チームのPRを強化し、市民との交流機会や関連グッズの開発等に取り組みます。

野外活動センターについては、東部地域活性化プロジェクトチームと連携し、市内外から多くの利用者呼び込むなど、教育キャンプ場から観光宿泊施設への見直しと活性化に取り組みます。

具体的な取り組み：防災協力農地制度の構築とため池ハザードマップの作成

都市部の農地は空地として火災の延焼防止や一時避難場所、災害後の資材置場等として活用できることから、防災協力農地制度を構築し、当該農地の設定・周知を行います。

ため池については、台風等による堤防決壊に伴う水害等が想定されることから、適切な管理推進と防災意識の向上のため、「ため池管理マニュアル」や「ため池ハザードマップ」を作成します。また、枚方版「ため池管理マニュアル」を作成するとともに、防災重点ため池16箇所について「ため池ハザードマップ」を作成し、管理者や市民に周知を図ります。

令和2年度
(2020年度)

健康福祉部の取り組み

<部長の方針・考え方>

新型コロナウイルス感染症への対策や支援を最優先に、市民生活に寄り添う健康福祉施策を進めます。

- ①健康・医療・福祉・介護など健康福祉分野における相談窓口を集約し、市民にわかりやすい相談体制を整備します。
- ②関係団体や関係機関と連携を図りながら、各種計画の策定、条例制定を行い、健康福祉施策を推進します。
- ③全世代にわたる市民の健康と福祉の増進を図ります。

<部の構成>

健康福祉総務課
地域健康福祉室
福祉指導監査課
特別定額給付金室

<主な担当事務>

- (1)健康・医療・福祉に関すること。
- (2)健康福祉相談に関すること。
- (3)障害者福祉に関すること。
- (4)生活保護に関すること。
- (5)高齢者福祉・介護保険に関すること。
- (6)健康増進・介護予防に関すること。
- (7)母子保健に関すること。
- (8)福祉関連法人の指導監査等に関すること。

具体的な取り組み：健康福祉総合相談窓口について

地域共生社会の実現に向けて、健康・福祉・子育て・介護・障害・生活困窮などの複合する課題に対応できる「健康福祉総合相談担当」の窓口を設置し、多種多様な悩みを抱えた方々の相談や課題に対し、関係機関との情報共有など、連携して円滑かつ適切に対応できるように取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により市民生活に大きな影響を及ぼすこととなった為、新たな窓口として「コロナ関連生活支援コールセンター」を開設し、新型コロナウイルス感染症対策として新たな施策や拡充された制度などの情報提供や適切な相談窓口を紹介するなど迅速な対応を行っていました。今後は新型コロナウイルス感染症の減少に伴い、生活支援コールセンターの体制を縮小しつつ、第2波を見据えた対応に努めます。

北部支所にある「すこやか健康相談室（北部リーフ）」においては、北部エリアの乳幼児の発達支援や育児相談、健康相談や健康づくりの啓発活動を行っていますが、今後は「健康福祉総合相談担当」の機能である福祉分野に係る相談なども受ける体制を整備します。

具体的な取り組み：住居確保給付金の支給対象拡大への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要となっていることから、住居確保給付金の支給要件の緩和が実施されるなど、それら支給対象拡大への対応に適切に努めます。

また、住まいに関する課題のみでなく、生活資金そのものに困られている方への支援にも対応するため、市民会館大ホールロビーにて社会福祉協議会の緊急小口資金、生活総合資金の貸付相談との合同受付窓口を設置しました。様々な課題を抱える生活困窮者に対して、一人ひとりの状況に合った他制度の紹介・案内等を含めた包括的な支援を行います。

具体的な取り組み：新型コロナウイルス流行下における妊産婦への切れ目ない支援の充実

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、不安を抱える妊産婦に対し、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援として、マスクの配付及び 50,000 円の妊婦特別給付金の支給や、分娩前の新型コロナウイルス検査費用を補助します。感染した妊産婦に対しては、保健師等が訪問や電話等で、不安や孤立感の解消、育児技術の提供など寄り添った支援を行います。

また、感染症予防にも考慮し、妊産婦がより利用しやすい事業の展開として、動画教材のインターネット配信やオンラインを用いた相談、マタニティスクール等、積極的な情報提供や相談を実施します。集団で実施している乳幼児健康診査についても、一部を個別健診とするなど、健診内容を見直し、3 密を避けて感染予防対策に努めながら実施します。

具体的な取り組み：（仮称）枚方市成年後見制度利用促進計画の策定

平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、市町村計画を策定するよう努めるとされたことから、（仮称）枚方市成年後見制度利用促進計画を策定します。策定にあたっては、枚方市社会福祉審議会へ諮問を行い、市民や事業所等からの意見をふまえて専門的な知見からの審議を頂き、答申を経て計画の策定を行います。

具体的な取り組み：枚方市障害福祉計画（第 6 期）・枚方市障害児福祉計画（第 2 期）及び枚方市障害者計画（第 4 次）の策定について

令和 2 年度末の計画期間の完了に伴い、令和 3 年度から 5 年度を計画期間とする、枚方市障害福祉計画（第 6 期）・枚方市障害児福祉計画（第 2 期）（以下福祉計画等）を策定します。

また、従来の計画期間が 10 年間で、終期を平成 33 年度末（令和 3 年度末）までとしていた枚方市障害者計画（第 3 次）改訂版についても、社会状況の変化に柔軟な対応ができることや、両計画の整合性を図ることができるといった観点から、計画終了を令和 2 年度末に前倒し、計画期間を 6 年間としたうえで、第 4 次計画を福祉計画等と並行して策定します。

具体的な取り組み：ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 8 期）の策定

本計画は、介護保険法で 3 年を 1 期として策定が義務付けられている介護保険事業計画と老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体的に策定するもので、令和 3 年度から令和 5 年度までにおける介護給付等対象サービスや、地域支援事業の必要量の見込みなどについて定めるとともに、介護保険料の改定も盛り込んだ計画とするものです。

具体的な取り組み：（仮称）枚方市手話言語条例の制定

市民の手話への理解と普及を進めるとともに、聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図り、すべての市民が安心して共に生きる地域社会の実現を目指し、（仮称）枚方市手話言語条例の制定に向け取り組みます。

そのため（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会を設置し、当事者や関係団体も交え幅広いご意見をいただくとともに、庁内関係部署による議論も深めながら制定します。

具体的な取り組み：全世代にわたる健康づくり

生活習慣病予防やその重症化予防を図るため、がん検診を受けて要精密検査となった方について、精密検査を必ず受けていただけるよう更なる受診勧奨に努めるとともに、国保データベース（KDB）システムのから糖尿病の治療中断者を抽出するなど、データを効果的に活用することで、糖尿病腎症の重症化予防を図るとともに、医療、介護、保健等のデータを活用し保健事業と介護予防の双方を一体的に実施できるよう体制を整備します。また、受動喫煙の防止および禁煙の促進については、健康保険による禁煙治療を開始した禁煙希望者に対し、治療終了後に治療費の自己負担分の補助を行うことで禁煙希望者の支援を行います。

これらの全世代にわたる健康づくりを推進していくにあたり、今年度から当部に移管された「ひらかたポイント制度」を活用し、特定健診や各種がん検診等の更なる受診促進のほか、健康のための運動習慣の定着促進、高齢者のフレイル予防と生きがいの増進の後押し等のポイント制度の積極的な活用やポイント利用促進についても健康づくりや介護などの分野に拡大し、ポイント制度の魅力増進に取り組みます。

具体的な取り組み：健康寿命延伸に向けた取り組み

各計画の目標達成に向けた成果指標の設定や取り組みの着実な推進が図られるよう評価できる体制を構築し、各ライフステージにおける必要な取り組みを行いながら健康に無関心な世代への取り組みを重点的に実施します。また、公民連携や地域協働による取り組みの促進や地域主導の取り組みへの支援を強化します。

具体的な取り組み：高齢者のICT利用促進に向けた基礎調査

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を高齢者に推進するためには、スマートフォンやパソコンの所有状況、インターネットや電子決済の利用状況等を把握・分析し、対策を講じる必要があります。そこで、65歳以上の高齢者を対象としてICT利用に関する基礎的な調査を実施するものです。

具体的な取り組み：救急医療体制の整備

本市には、休日や夜間の急病に対応する初期救急医療機関から高度救命救急医療機関まで、救急医療体制が整備されており、この機能を維持し、引き続き確保します。また、老朽化した医師会館及び休日急病診療所の市立ひらかた病院整備後の有効活用地への移転に伴う総合的な初期救急医療体制の再構築を進めるにあたり、運営及び費用負担等について、関係諸団体、諸機関と協議・調整を行います。

具体的な取り組み：骨髄バンクドナー支援事業

ドナー及びドナーが従事している事業所に対し、ドナーが通院（検査）・入院に要した日数に応じて奨励金を交付することにより、骨髄等移植及びドナー登録の推進を図るため、骨髄バンクドナー支援事業を創設します。

具体的な取り組み：特別定額給付金の給付

国が決定した特別定額給付金について、世帯構成員 1 人当たり 10 万円を給付するに当たり、申請に基づき適確に交付事務を進めます。

令和2年度
(2020年度)

保健所の取り組み

<部長の方針・考え方>

保健所は公衆衛生の向上及び増進を目的とし、健康危機管理対策（災害時対応、食中毒・感染症対策等）をはじめとする対人サービス（感染症、難病、精神保健対策等）及び対物保健（医事・薬事、食品・環境・動物衛生等）を実施しています。新型コロナウイルス感染症対策においても、患者や家族の人権に配慮しつつ、国や大阪府、関係機関との連携の下、予防啓発から発生動向の把握、疫学調査及び必要な措置・支援を行い、感染症のまん延防止に努めています。併せて多種の保健医療職員の人材育成を組織的に行い、専門的かつ技術的業務の推進に取り組みます。

- ①健康危機管理対策、食中毒・感染症対策のさらなる強化
- ②安全で快適な生活環境の確保
- ③専門的かつ技術的業務の推進

<部の構成>

保健医療課
保健衛生課
保健予防課

<主な担当事務>

- (1)健康危機管理に関すること。
- (2)医事及び薬事に関すること。
- (3)食品衛生・環境衛生に関すること。
- (4)狂犬病予防・動物の愛護及び管理に関すること。
- (5)感染症及び難病の対策等に関すること。
- (6)精神保健に関すること。
- (7)自殺対策に関すること。

具体的な取り組み：健康危機管理対策・感染症対策（新型コロナウイルス等感染症対策含む）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく感染症対策として、今年度は新型コロナウイルス感染症対策に優先して取り組みます。

具体的には、市民や医療機関からの相談・問い合わせに応受し、法に基づく行政検査等を実施するため、平日に加え、土日祝日も職員による24時間のオンコール体制での受診調整や帰国者接触者外来等への案内、検査機関への検体搬送等を継続して行います。

また、患者が適切な医療を受けることができるよう、入院勧告や、就業制限の実施、必要に応じた患者搬送を引き続き実施します。

さらに、積極的疫学調査、濃厚接触者や検疫所から依頼される入国者への健康観察、消毒命令や、患者や家族へのケア、国や大阪府のサーベイランス・情報収集への協力等、まん延防止の取り組みも継続して実施していきます。

次なる波に備え、検査可能な医療機関との契約締結促進などの「検査体制の強化」をはじめ、大阪府及び医療機関等との連携による「医療提供体制」の更なる強化、保健師等の人材確保、ICT活用及びコールセンター・検体搬送業務の委託等により保健所の体制強化を図ります。

対策の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等の国・府からの多様な支援メニューを活用し、効果的な運営を図ります。

なお、災害時における避難所での新型コロナウイルス感染症のまん延防止を目的とした「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応方針・マニュアル」の策定にあたっては、危機管理室と協力し、適切な避難行動についての事前周知、自宅療養者等の避難先の確保、指定避難所におけるまん延防止に取り組みます。

また、一次避難所には多くの避難者が集まり、新型コロナウイルス感染症以外の様々な感染症

の拡大リスクが高まることから、避難所における感染症対策についても、危機管理室と連携して取り組んでいきます。

具体的な取り組み：受動喫煙対策

受動喫煙防止対策については、オール大阪で取り組む大阪府受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ、受動喫煙防止対策に係る周知・啓発及び義務違反時の対応を行います。

現在、経過措置として、経営規模の小さい既存の飲食店における喫煙の届出を促しているところですが、事業主に対し、受動喫煙における被害の実情や禁煙の重要性の理解を求めています。特に、WHO（世界保健機構）から、新型コロナウイルス感染症の重症化防止のため「禁煙すること」を強く推奨する声明を出していることや、喫煙所がいわゆる「三密」となり濃厚接触の場となることなど、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも喫煙に関する様々な問題点が提起されていることから、市民や事業主に正しい情報を発信し、理解を深めてもらうように努めます。また、市民からの受動喫煙の被害報告があった場合には、管理権限者等に対し指導を継続して行います。

具体的な取り組み：食中毒など健康危機事象発生の未然防止

安全で快適に生活できるよう、食品関係施設や理美容所、旅館、公衆浴場などの生活衛生関係施設における衛生水準の向上を図り、健康危機事象発生の未然防止をめざします。

施設への立入検査等においては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえ、食品関係施設では調理器具の消毒や手洗い等を、生活衛生関係施設では施設の清潔保持の徹底等に加えて適正な換気の実施等、感染予防対策の一層の徹底を指導します。また、平成 31 年度より改正食品衛生法が順次施行される中、HACCP（ハサップ）による食品衛生管理の手法等、新たな衛生基準を普及・啓発し、食中毒などの健康危機事象発生の未然防止に努めます。

具体的な取り組み：動物愛護精神の啓発及び生活環境の保全

人と動物が共生する社会を実現する取り組みとして、犬猫の殺処分ゼロをめざすために、猫不妊手術補助金交付件数の増加、終生飼養・適正飼養などの飼い主責任の周知啓発のさらなる推進を図ります。枚方市動物愛護基金を活用し、平成 30 年度より交付件数を増加した猫不妊手術補助金交付事業の実施、動物愛護啓発事業の拡充、動物の衛生管理の質の向上に取り組み、動物愛護の精神の啓発及び生活環境の保全を図ります。また、動物愛護活動の支援制度の拡充について検討を行います。

具体的な取り組み：保健師等専門職の人材育成

新型コロナウイルス感染症を含め、すべての感染症対策の強化に加え、災害時などの健康危機管理及び地域保健対策が中長期的に円滑に実施できるよう、組織的な人材育成を図ります。

令和2年度
(2020年度)

子ども未来部の取り組み

<部長の方針・考え方>

子ども未来部は、子育て世帯が安心して楽しく子育てができるよう、子育てにかかる保護者の不安感や負担感を軽減し、妊娠、出産から子育て期にわたり切れ目のない支援が行えるよう関係部署と庁内横断的に連携し、各種施策に取り組んでいきます。また、新型コロナウイルス感染症に対しては、「新しい生活様式」を踏まえ、感染防止に努め、安全で安心できる教育、保育、療育環境の整備を図ります。

- ①通年の待機児童ゼロの実現
- ②多様な保育サービスの充実
- ③障害等のある子どもへの支援の充実
- ④ひとり親家庭の自立に向けた取り組みを踏まえた計画策定
- ⑤子育てサービスの充実を図るための財源額（公立保育所等の民営化の推進）

<部の構成>

子ども青少年政策課
私立保育幼稚園課
公立保育幼稚園課
市立ひらかた子ども発達支援センター
保育幼稚園入園課

<主な担当事務>

- (1)少子化対策及び子ども・青少年の健全育成に関すること
- (2)私立保育所（園）等との調整に関すること
- (3)市立保育所・幼稚園及び児童発達支援センターに関すること
- (4)保育の利用など子育て支援に関すること

具体的な取り組み：通年のゼロに向けた待機児童対策の推進

待機児童対策については、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」で見込んでいる保育需要の増加に対応するため、私立保育所（園）の増改築等により令和3年4月当初に40人、令和4年当初に75人の定員増に向けて、着実に取り組みを進めます。また、通年での待機児童解消に向けては、国定義の待機児童解消はもとより、市が解消すべき待機児童の定義を明らかにするとともに、閉園後の蹉跎西幼稚園を活用した待機児童用保育室を令和3年10月に開設できるよう実施設計に着手するとともに、「通年のゼロ」の早期実現に向けて、他の保育提供区域における設置場所や施設規模についても検討を進めます。

また、保育所等の入所枠拡大に伴い必要となる保育士の確保については、保育士等就職支援センターにおいて出張相談会やセミナーを行い、より多くの保育士資格を持つ人を保育所等への就職につなげます。さらに、民間保育施設に勤務する保育士等に対して、令和2年4月から市独自の処遇改善を行い、新規雇用の促進や離職防止につなげていきます。

具体的な取り組み：子育て世帯の負担軽減の拡充及び保育サービスの充実

子育て世帯へのさらなる負担軽減として、本年4月から本市独自の支援策として第2子以降の保育料の無償化を実施するとともに、副食費についても免除します。

また、保護者の負担軽減や衛生管理、さらには食育推進の観点から、市立保育所11園の3歳児から5歳児に対し、本年4月から主食（ごはん、パン等）を提供します。さらに、子ども達の安全・安心を確保し、さらなる防犯体制の強化を図る観点から、全市立保育所等に、防犯カメラを設置します。

子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」については、情報を必要としている方に確実に必要な情報提供が行えるよう周知の手法や機能の充実を検討します。また、ファミリーサポートセンター事業についても、提供会員と依頼会員の増加を図ることでより多くの支援が行えるよう子育ての負担感軽減に向けた取り組みを充実します。さらに、子どもの安全を守るため、キッズゾーンの設置に向け、取り組みを進めます。

具体的な取り組み：障害児支援の充実

市立ひらかた子ども発達支援センターは、発達上支援が必要な子どものための地域における中核的な支援機関として、早期療育体制の充実に努めるとともに、センターの活動内容を広く周知し、就学前までの子どもの発達状況に合わせた療育を行います。

また、公立保育所においては、近年、重度障害の子どもの入所が増加している中、障害のある子どもに対する保育環境整備の一環として、香里団地保育所に新たにエレベーターを設置するなど、施設のバリアフリー化に努め、障害児支援の充実を図ります。

具体的な取り組み：第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の策定

ひとり親家庭等の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に推進するため、現計画を引き継ぐ計画として、「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（令和3年度～7年度）」の策定に取り組みます。策定にあたっては、改正された「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げられているひとり親家庭の保護者に対する就労支援及び生活支援や離婚を原因とするひとり親家庭に対する養育費確保に向けた取り組みの広がりなど、それぞれの状況に応じたきめ細やかで総合的な支援が求められていることから、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえて取り組みを進めます。

具体的な取り組み：子ども・若者への支援の充実

子ども・若者の健全育成に向けて、引き続き、地域の青少年育成指導員による街頭パトロールの実施や子ども110番の家の設置拡大など地域で子どもを守る活動に取り組んでいきます。

また、結婚に伴い、本市内で新たに生活を始める新婚夫婦への居住費用などを助成する「結婚新生活支援補助金」については、より結婚支援、少子化対策につながるよう、令和2年4月から年齢要件の緩和による助成対象の拡充を図り、結婚しやすい環境づくりを進めます。

具体的な取り組み：公立保育所等の民営化の推進（子育てサービス充実にかかる財源確保）

平成30年11月に作成した「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」に基づき、今年度末で市立蹠西幼稚園を閉園するとともに、民営化を進めている渚保育所・渚西保育所については、令和3年4月の渚保育所民営化に向けた引継ぎを行います。また、令和4年4月の渚西保育所の民営化に合わせて統合する新園舎の土地購入や施設整備に着手し、統合と施設規模の拡充

による定員増に取り組みます。さらに、今後については、同プランに基づき、これまでの方針や手法に捉われず、民営化を行う保育所等について示していきます。

具体的な取り組み：「新しい生活様式」に対応した教育、保育及び療育の実施

新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中、市立幼稚園、保育所等及び子ども発達支援センターにおいては、従来の感染予防等の取り組みに加え、登所（園）前後の検温、施設、備品等の消毒の徹底や食事用テーブルに飛散防止用シート等を設置するなど、可能な限り3密を回避するよう感染防止に努めます。

また、民間の幼稚園や保育所（園）と各施設で取り組んでいる感染防止対策や課題について、情報共有や意見交換を行い、市内の公私立の幼稚園や保育所等の子どもが通う施設が、より安全かつ安心な環境で教育、保育及び療育が受けられるよう、取り組んでいます。



具体的な取り組み：ICTを活用した保育利用手続き等のオンライン化の推進

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、今後「第2波、第3波」や「新しい生活様式」へ対応するため、来庁しなくても手続きが行えるよう、まずは簡易な申請等の手続きからオンライン化に取り組み、市民や事業者の負担軽減を図るとともに、より効率的で機能的な業務体制の確立に向け取り組みます。

令和2年度
(2020年度)

環境部の取り組み

<部長の方針・考え方>

環境部では、市民に身近な生活環境から地球温暖化防止対策に至る幅広い取り組みを行っています。中でも、すべての市民と直接に関わりを持つごみやし尿等の収集、処理は、社会インフラの一翼を担うものであり、最優先で業務を継続させなければならない責任を持っています。こうした重い責任を遂行させるとともに、令和2年度は主に以下の項目について取り組みます。

- ①「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けた幅広い施策・事業の展開
- ②環境に関する取り組みの基本方針となる第3次枚方市環境基本計画を新たに策定
- ③枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備の推進
- ④最重要課題である焼却ごみの削減目標達成に向けた積極的な取り組みの推進
- ⑤2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に向けた地球温暖化対策の推進

<部の構成>

環境政策室
減量業務室
穂谷川清掃工場
東部清掃工場
淀川衛生事業所
環境指導課

<主な担当事務>

- (1) 廃棄物の減量及び適正処理に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集及び処理に関すること。
- (3) 地球温暖化対策等に関すること。
- (4) 市立火葬場（やすらぎの杜）に関すること。
- (5) 公害の防止及び指導等に関すること。

具体的な取り組み：地球温暖化対策の推進と第3次枚方市環境基本計画の策定

令和2年度は、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、脱炭素社会を実現するため、昨年度に引き続き、「COOL CHOICE」の取り組みを推進するとともに、市民や市民団体、事業者と気候変動問題の課題を共有し、連携・協力してさらなる省エネルギーの推進を図るなど、地球温暖化防止に向けた啓発活動を推進します。

また、気候変動をはじめとする環境問題に対応した持続可能なまちの実現に向けて、令和2年3月に環境審議会から受けた答申を踏まえ、計画の目標とSDGsの関係を明確にした「第3次枚方市環境基本計画」を策定します。

具体的な取り組み：可燃ごみ広域処理施設の整備の推進

枚方京田辺環境施設組合において、穂谷川清掃工場の後継施設となる可燃ごみ広域処理施設の整備が進められています。

今年度は、枚方京田辺環境施設組合による環境影響評価準備書及び評価書の公告・縦覧のほか、可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備に向け、引き続き、市長協議の場を活用するなどにより、京田辺市と連携しながら、取り組みを進めます。

具体的な取り組み：古紙の分別回収の推進

ごみ焼却量の削減と再生資源のリサイクルを進めるため、古紙等の再生資源の集団回収を実施している自治会等の団体に対し、引き続き報償金（1 kg当たり 4 円）を交付するとともに、集団回収でカバーされていない古紙の回収を一層促進させるため、令和元年 6 月から実施している古紙の行政分別回収の周知を図ります。さらに、引き続きごみ分別アプリを活用し、古紙の分別回収等に関する情報発信を行います。

具体的な取り組み：使い捨てプラスチックの使用削減・ポイ捨て防止の推進

世界的に深刻化する海洋プラスチック問題の解決・改善や、SDGs の 17 のゴールの 1 つである「14. 海の豊かさを守ろう」などの達成に向けて、今年度もひらかたクリーンリバーを実施するとともに、アダプトプログラム実施団体との連携でプラスチックごみのポイ捨て防止と使い捨てプラスチック使用削減の啓発を行います。また、市民・学生によるワークショップの実施や NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議との協働で「プラごみ削減アイデアコンテスト」を実施し、広く市民にワークショップやコンテストなどで出されたアイデア等を発信して、「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」への賛同を呼びかけます。

さらに、令和 2 年 7 月 1 日から全国一斉にプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋が有料化されることに合わせて、市内の商店等と連携し、マイバッグの利用促進を呼びかけていきます。

具体的な取り組み：食品ロス削減に向けた取り組み

本市独自の食品ロス削減に向けた取り組みの「枚方市食べのこサンデー運動」について、市ホームページやごみ分別アプリ、ラッピングしたごみ収集車両による啓発活動、ごみ減量啓発冊子「令和×ごみ 今私たちにできること」による啓発情報発信を行い、手付かず食品等のごみの発生抑制を図ります。

また、食べきり運動の趣旨に賛同する自治体で構成される「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、食品ロス削減に向けて、全国の自治体と情報共有を図るとともに、忘新年会時の全国共同キャンペーンなどに取り組みます。

具体的な取り組み：ごみ収集業務体制の見直し

より効率的な収集体制を構築するため、平成 31 年 1 月に策定した「ごみ収集業務体制見直し実施計画」に基づき、令和 3 年度に向けて直営の一般ごみ収集車両 23 台の内、6 台の委託化を進めるなど段階的なごみ収集業務の委託化を進めるとともに、大型ごみ持出しサポート収集制度の要件緩和を行い、令和 3 年度から多くの市民が利用できるよう準備を進めます。

具体的な取り組み：穂谷川清掃工場の安全かつ安定的な稼働体制

穂谷川清掃工場は枚方京田辺両市で建設が進められている新ごみ処理施設の完成に伴い、令和7年度に施設を停止させる予定です。この間、ごみ処理施設の安全で安定的な稼働は市民の健全な生活環境維持に必要であり、稼働停止を招かないためにも適切な時期に施設の点検や整備を実施します。また、災害発生時や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策など、あらゆる状況下や事象にも柔軟に対応できる体制の検討を行います。

具体的な取り組み：灰溶融炉の停止（廃止）

東部清掃工場では、ごみを焼却した後の焼却灰を溶融処理し、埋め立て処分しています。この溶融処理においては、焼却灰を高温で溶かすため、多くの燃料を使用しており、昨今の全世界的な地球温暖化防止対策の取り組みを鑑みると、例外なくCO₂削減に係る対応が求められることから、施設の停止（廃止）による大幅なCO₂削減効果に加え財政負担の軽減を目指し取り組んでいます。令和2年度は、安全で安定的に施設運営が行えるよう令和元年度に改定した「東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画」に基づく灰溶融炉の停止（廃止）工事を含めた基幹的設備改良事業の実施に向けた設計業務を進めます。

具体的な取り組み：希釈放流センターの老朽化対策

希釈放流センターは、平成5年から稼働してきた、し尿処理施設である旧淀川衛生工場を改造し、平成29年12月からし尿等を地下水で希釈し、公共下水道へ放流する施設として運用しています。この改造工事では、主に公共下水道へ放流するための設備に係る部分のみを改造したものであり、放流するための設備以外は、全般的に劣化しており、定期的な補修工事では対応が困難な状況となっています。これらを鑑み、今後も引き続き安定した処理が行えるよう、機器の更新など施設の維持管理に努めます。

具体的な取り組み：大気汚染測定局の配置等の見直し

大気汚染測定局の配置や測定項目について、大気環境や自動車交通等の状況変化やこれまでに蓄積した監視データ等を基に、効果的に市域の大気汚染の状況が把握できるよう、適正な配置となるための検討を重ねていきます。また、第二京阪道路環境監視についても、継続して関係機関と協議を行い、他市と連携した広域的な大気汚染測定局の配置見直しを進めていきます。

具体的な取り組み：PCB廃棄物における適正処理の推進

PCB廃棄物のうち、高濃度PCBについては、処理期限が令和3年3月となっていることから、関係機関と連携して、事業者に対し、立入検査や周知活動等を実施するとともに、期限までに適正な処理ができるように、指導をより一層、強化します。

令和2年度
(2020年度)

都市整備部の取り組み

<部長の方針・考え方>

- ① 集約型都市構造の実現
- ② 空き家・空き地の適正管理及び活用の促進
- ③ 枚方市総合文化芸術センターの整備
- ④ 京阪本線連続立体交差事業及び光善寺駅周辺の新たなまちづくりの推進
- ⑤ 住宅・建築物の耐震化を促進
- ⑥ 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取り組みを推進

<部の構成>

都市計画課
住宅まちづくり課
連続立体交差推進室
(連立事業推進担当)
(周辺整備担当)
施設整備室
(重点施設建設担当)
(施設整備担当)
開発指導室
(開発調整課)
(開発審査課)
(建築安全課)

<主な担当事務>

- (1) 都市政策に関すること。
- (2) 景観に関すること。
- (3) 空き家・空き地に関すること。
- (4) 市街地再開発事業、土地区画整理事業等に関すること。
- (5) 京阪本線連続立体交差事業及び関連するまちづくりに関すること。
- (6) 市有建築物(学校施設を除く。)の新設・改良等の設計・施行に関すること。
- (7) 開発事業等に係る協議及び指導に関すること。
- (8) 開発許可及び建築確認の審査・検査に関すること。
- (9) 建築物の維持管理、防災等の指導に関すること。

具体的な取り組み：都市計画マスタープラン・立地適正化計画の推進

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に示す鉄道駅周辺等における都市拠点の相互連携と都市機能の集積、再配置による集約型都市構造を実現していくため、「緩和制度を活用した都市拠点形成誘導ガイドライン」を策定しました。今後は、ガイドラインにて示した本市の考えに沿って、都市計画提案制度を活用したまちの魅力向上や利便増進に資する民間主導の取り組みを促進します。また、時代の変化に伴う新たなニーズへ対応するため、「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」に基づく基準等の改定を検討します。

具体的な取り組み：空き家・空き地対策推進事業

空き家・空き地の活用については、所有者や利用希望者への情報提供、空き家セミナー及び相談会の開催により支援を行います。また、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の建築基準法上の耐震基準)の空き家を活用して若者世帯や子育て世帯の転入・定住促進を図る「若者世代空き家活用補助制度」を新たに創設し、運用を開始するとともに、関係機関、関係民間団体への周知を図るなど、より効果的なPR方法等について検討します。

加えて、所管課が異なる空き家・空き地に係る業務を統合して組織体制の一元化を図り、総合相談窓口として市民からの問い合わせに適切に対応し、所有者等に対して適正管理を促す指導を行います。また、連携協定を締結した民間事業者の協力のもと空き家の実態調査を進めます。

具体的な取り組み：枚方市総合文化芸術センターの整備

本市の広域中心拠点である枚方市駅周辺の再整備の起点として、平成 30 年度に着手した枚方市総合文化芸術センターの建設工事は今年度内の完成をめざします。

具体的な取り組み：京阪本線連続立体交差事業・光善寺駅西地区市街地再開発事業

鉄道高架化工事の早期着手に向け、民間機関の活用による計画的かつ効率的な事業用地の取得に取り組むとともに、今年度は文化財調査や水路の移設設計等の準備作業を進めます。また、市街地再開発事業については、権利変換計画の作成や認可など組合が実施する事業に対して、財政的・技術的支援を行います。

具体的な取り組み：住宅・建築物耐震改修促進事業

大地震時における被害の軽減を図り、市民の生命と財産を守るため、旧耐震基準で建てられた住宅・建築物の耐震化を促進する取り組みが必要です。特に耐震化が遅れている木造住宅に対して補助を行う「木造住宅耐震改修補助制度」については、工事の内容に応じた補助金額の設定や、設計と工事のパッケージ化による事務の簡素化、新たに屋根軽量化を補助対象とするなど、市民ニーズに応じた既存補助制度の再構築を図り運用を行います。また、危険ブロック塀等については、引き続き「危険ブロック塀等除却補助制度」の周知啓発を行い、道路等に面する危険ブロック塀等の除却を促進します。

具体的な取り組み：働き方の新しいスタイル

新型コロナウイルス感染拡大を抑制するための新たな生活様式の定着に向けて、3 密を回避する時差出勤の徹底を図るとともに、総合的な窓口対応方法の変更など検討を進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの取り組みとして、感染リスクを高める長時間労働の縮減や、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得を促進します。

具体的な取り組み：人材育成

災害時における二次的災害を未然に防止するため、被災した建築物や宅地の応急危険度判定を行う判定士や判定コーディネーターの資格取得者の増員を図ります。

具体的な取り組み：広報・情報発信

都市計画手続きや屋外広告物の規制、耐震化の必要性や補助制度など、その取り組み状況を市民と共有できるよう、きめ細やかな情報発信を行います。

令和2年度
(2020年度)

土木部の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

- ①大規模災害や感染症拡大時も含めた「セーフティネットの構築」
- ②チャレンジスピリットや未来志向をもった
「魅力ある都市基盤整備」「安全・安心のまちづくり」「みどり豊かな都市環境の創造」
- ③社会的効用を発揮し続ける「公園のあり方検討と適正な維持管理」

＜部の構成＞

土木政策課
道路河川管理課
道路河川整備課
みち・みどり室
交通対策課
用地課

＜主な担当事務＞

- (1)道路及び交通に関すること
- (2)公園及び緑化に関すること
- (3)河川に関すること
- (4)里山の保全及び振興に関すること

具体的な取り組み：セーフティネットの確保・維持・改善

新型コロナウイルス感染症予防を考慮した上で、道路や公園等、生活を守り豊かにするための都市基盤に携わる部として、セーフティネットの確保・維持・改善に取り組みます。

- ◆道路・公園等の整備から維持管理まで一貫して所管する部として、各課間の連携を密にし、効率的・効果的に事務事業の執行を図ります。併せて、日頃より持続可能な体制を構築することで、大規模災害や感染症拡大時においても、効率的・効果的に事務事業の執行を図ります。
- ◆災害時に万全の対応が取れるよう、訓練などによる検証を繰り返し、充実した態勢を整えます。



道路啓開（救援ルート確保）訓練



橋梁点検訓練

具体的な取り組み：枚方市総合交通計画の推進

本市の将来都市像の実現を図る観点から、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ計画的な交通施策の実施に取り組みます。特に、持続可能な交通の実現のため、地域支援・自主運行型コミュニティ交通システムについて、地域と協働によるモデル事業の構築をめざし、交通に対する意識の醸成や機運の向上に向けた支援、地域に合った交通の検討を進めます。

具体的な取り組み： 都市計画道路の整備

都市基盤として安全・快適で活力を生む道路交通網の整備に取り組みます。

本市の道路ネットワークの軸となる都市計画道路については、安全で円滑な交通環境の構築や緊急時の避難経路や輸送経路の強化を図るため、第二京阪道路へアクセスする牧野長尾線や長尾杉線、また、通学路等の安全な歩行空間の確保に繋がる御殿山小倉線や中振交野線の整備を計画的に進めます。また、新名神高速道路やそのアクセス道路となる内里高野道線について、早期完成を大阪府や関係機関に働きかけるとともに、北山通線の改良に取り組みます。併せて、淀川を渡る牧野高槻線等については、大阪府に早期完成を働きかけるとともに、用地取得等に関する覚書に基づく実施協定を締結するなど大阪府と連携した取り組みを進めます。



牧野長尾線 JR アンダーパス工事

具体的な取り組み： 道路・公園・準用河川等の効率的・効果的な維持管理

道路や公園、準用河川などの機能や安全性を確保するため、これらの施設の異常や支障箇所の早期発見を目的に各関係機関との連携や部内でも引き続き定期的なパトロールを行うなど、迅速な対応に努めます。また、効率的・効果的で持続可能な維持管理を促進するため、舗装や橋梁、公園等施設の長寿命化計画に基づき、国の補助金などを活用しながら更新、改築等も行います。準用河川については、自然災害に強い河川環境を確保し、維持管理を効率的に行うため、整備計画の策定に取り組みます。

具体的な取り組み： 市内主要駅周辺の交通環境の改善

枚方市駅周辺については、枚方市駅周辺再整備ビジョンの将来像を見据え、枚方市総合文化芸術センターの開館に向けて、歩道拡幅やエスカレーターの設置など、交通環境の基盤整備を進めます。樟葉駅周辺については、駅前ロータリーの詳細設計が完了し、今後、交通環境の改善に向けた整備を進めます。御殿山駅周辺については、令和元年度に駅前ロータリーの改良に取り組み、今後も安全・安心な歩行空間の確保に向け、関係機関との協議や地域と協働・連携した取り組みを継続します。

具体的な取り組み： 安全・安心で快適な交通環境の創出

通学路や未就学児移動経路の安全対策としては、安全な歩行空間の確保を図るため、桜丘北小学校内の用地を活用した禁野春日線歩道拡幅など「通学路交通安全プログラム」等に基づく対策に取り組むとともに、信号交差点の車両乗り上げ防止対策を図っていきます。長尾船橋線など、段差が大きい歩道については、引き続き改良に向けた整備を進めるとともに、「枚方市自転車活用推進計画」等に基づき、安全で快適な歩行空間及び自転車通行空間の確保に向けた整備を進めます。

具体的な取り組み： 公園の整備と緑地保全や緑化推進によるみどり豊かな都市環境の創造

王仁公園については、現施設の指定管理運営と並行して、魅力あふれる公園のあり方を検討し、パークマネジメントの考え方を取り入れ、PPP/PFI 手法等（P-PFI を含む）の導入による可能性を調査し、再整備の基本方針を定めます。また、香里ヶ丘中央公園については、香里ヶ丘地域の活性化につなげることを目的に、駐車場拡張等の整備を行うとともに、図書館と「みどりの広場」を一体的に運営し機能連携による賑わいづくりを進めるなど、リニューアルオープンに向けて取り組みます。緑化推進については、まちなか緑化の推進や公園・緑地の利活用の促進を効率的・効果的に推進できるよう、緑化に関わる市民活動の支援を行うとともに、里山保全についても、市民等による森林ボランティアや企業による環境貢献活動への支援などにより、里山の保全・活用を促進します。



図書館とつながる公園 みどりの広場



香里ヶ丘図書館 イメージ図

4月の新型コロナウイルス感染症予防に係る緊急事態宣言の発令を受け、公園施設等においても、運動施設や大型遊具、駐車場等の利用制限に併せて利用方法の啓発看板の設置など3つの密を回避するための対策を講じ、利用者への情報伝達が的確かつ迅速に伝わるよう努めました。今後は、新たな日常の中での公園の社会的効用に関する情報発信と安全利用のための対策に取り組めます。

令和 2 年度 (2020 年度)	令和 2 年国勢調査枚方市実施本部の取り組み
<部長の方針・考え方> ①円滑な調査の実施 ②市民と調査員の安全対策を講じた調査方法の実施 ③インターネット回答率の向上	
<部の構成> 令和 2 年国勢調査枚方市実施本部事務局	<主な担当事務> (1) 国勢調査の実施に係る企画、立案及び調整に関すること。 (2) 国勢調査に係る広報に関すること。 (3) 国勢調査の実施に関すること。 (4) 国勢調査の指導員及び調査員に関すること。 (5) 国勢調査に係る国及び大阪府との連絡調整に関すること。

具体的な取り組み：調査員の確保と研修の実施

今調査では約 1,200 人の調査員が必要となることから、広報やホームページを通して調査員の確保に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策として新たにメールフォームから応募できる方法を導入し、応募者同士が密にならないようにします。また、調査員が業務内容や意義を認識し、行動できるよう調査員研修を実施します。

具体的な取り組み：円滑な調査の実施に向けて

生活スタイルの多様化等に対応できるよう、いつでも回答ができるインターネット回答の推進を図ります。また、オートロックマンション等に対応するため、マンション管理組合や管理人に対して積極的な周知を行い、円滑な調査の実施に努めます。

具体的な取り組み：広報・情報発信

今回で国勢調査は開始 100 年目を迎えます。国勢調査の重要性及び再認識させ、積極的に広報やホームページ等で情報発信を行うことで市民の理解と関心を高めます。

具体的な取り組み：市民及び調査員の安全対策

新型コロナウイルス感染症対策として、調査員研修時間の短縮や調査員と市民の対面を避けた調査方法の検討など、市民及び調査員の安全確保に取り組めます。

令和2年度
(2020年度)

会計管理者の取り組み

<部長の方針・考え方>

法令等に基づく、適正かつ円滑な会計業務の執行

<部の構成>

会計課

<主な担当事務>

- ①現金（基金に属する現金を含む）、有価証券及び物品の出納・保管に関すること。
- ②収入及び支出命令の審査に関すること。
- ③財政資金の需要計画の策定に関すること。
- ④決算及び付属書類に関すること。
- ⑤指定金融機関・収納代理金融機関に関すること。

具体的な取り組み：適正かつ円滑な会計業務の執行

緊急性の高い新型コロナウイルス感染症対策に係る経費やその他の経費を円滑に支出するため、いかなる状況下においても、社会・経済活動を阻害することのないよう、業務の遂行に努めます。また、円滑な会計事務にあたり、より効率的・効果的な収入・支払事務の執行方法について検証・検討を行います。

具体的な取り組み：財務会計システムの構築

令和4年10月稼働予定の内部情報系システムの共同化に向けて、財務会計システムの構築を図ります。また、内部情報系システムの稼働時に電子決裁の導入を目指すことから、より効率的・効果的な会計事務の運用の見直しを進めます。

令和2年度
(2020年度)

上下水道経営部の取り組み

<部の方針・考え方>

- ①水道・下水道事業を安定して持続的に取り組んでいくための経営基盤の強化
- ②公営企業として独立採算の原則を念頭においた迅速かつ戦略的な経営の推進
- ③市民にとって安全・安心で快適な暮らしにつながる上下水道局の事業運営
- ④人権尊重を含めたコンプライアンスの徹底

<部の構成>

経営総務課
経営財務課
営業料金課
上水道管理課
下水道管理課

<主な担当事務>

- (1) 上下水道局の事務事業の見直しの総括に関すること。
- (2) 上下水道局の文書及び法規に関すること。
- (3) 上下水道局の職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (4) 上下水道局の予算その他財政に関すること。
- (5) 上下水道局の契約に関すること。
- (6) 水道料金、下水道使用料、公設浄化槽使用料及び下水道事業受益者負担金の賦課・徴収に関すること。
- (7) 給水及び排水の管理に関すること。
- (8) 上下水道局の事務の総括に関すること。

具体的な取り組み：新たな水道料金等制度の施行に向けた取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、その支援策として新たな水道料金等制度の実施時期を当初の令和2年10月1日から令和3年4月1日へ延期します。また、円滑な施行に向けて、口径別料金制度の導入や基本水量の廃止など新制度の内容について、案内ちらしを全戸配付するとともに、基本料金が増額となる大口径のお客さまには、個別に丁寧な説明を行っていきます。

さらに、地下水利用者等を対象にした大口需要者割引制度案を構築し、新たな水道料金等制度との同時施行に向けて取り組みます。

具体的な取り組み：水道料金の基本料金減免等

新型コロナウイルス感染症対策として掲げられた新しい生活様式の定着とその一環である手洗いの励行をすすめる観点から、市独自の支援策として全ての給水契約者を対象に水道料金の基本料金2か月分を減免します。また、水道料金等のお支払いが一時的に納付できなくなった使用者には納期限の延長など相談に応じます。

具体的な取り組み：適正な予算編成と執行管理

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金、下水道使用料ともに、減収が予想されます。そのような状況下においても、将来にわたって安定的に水道・下水道サービスを提供できるよう、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図る必要があります。このことから、上下水道局が一体となり、適正かつ機動的な事業執行により財源の確保を行うとともに、新しい生活様式による影響を考慮した予算編成を行います。

具体的な取り組み：上下水道における債権の徴収強化

水道料金及び下水道使用料等の収入未済額の圧縮を図るために、適正かつ効率的に債権の管理・回収を行うとともに、滞納状況に応じて、料金の徴収サイクル（督促・催告・訪問徴収・給水停止予告・給水停止）にあわせ、債権回収課所属の弁護士と連携し、滞納処分等の法的措置を効果的に実施することにより徴収強化に取り組めます。納付困難な事情がある場合は、分割納付等の相談に応じ、債権の早期回収に努めます。

また、公平、公正な債権管理・回収に向けた職場研修を実施し人材育成に取り組めます。

具体的な取り組み：スマートフォン決済の拡充

収納チャンネル拡大に向けて、令和元年10月からスマートフォンによる決済（スマホ決済）として、「PayB（ペイビー）」を導入しており、令和2年度は、他のスマホ決済の拡充を検討し、さらなるお客さまの利便性向上、期限内納付の促進に取り組めます。

具体的な取り組み：水洗化の促進

水洗化（改造）義務期限の3年を超過した下水道未水洗家屋（約4,200戸）の所有者に対して、平成30年度より5ヵ年計画で水洗化工事を実施されるよう指導勧告を進めています。具体的には、戸別訪問による実態調査のうえ水洗化に係わる指導、2度にわたる勧告文書を送付するとともに、前年度までに実態調査済の対象者へも指導効果を継続させるため、年間2度の勧告文書を改めて送付します。なお、勧告文書については、法及び条例による罰則規定を明示するなど、未水洗家屋の所有者に対して強く水洗化を求める内容としています。また、供用開始後3年以内の未水洗家屋所有者に対しては、補助・融資あっせん制度を説明した文書の送付など、義務期限内の水洗化に向けて積極的に取り組みを進めます。

具体的な取り組み：下水道管路の適切な維持管理と計画的な更新に向けた点検・調査

下水道管路の適切な維持管理と更新を計画的、効率的に進めていくため、リスク評価の高順位箇所から順次、目視による点検及び管内カメラによる調査を実施します。令和2年度は楠葉・香里地区において面的に点検するとともに、市内全域においては、不具合が発見されやすい30年以上経過した管径600mm以上の污水管から調査を実施します。

具体的な取り組み：下水道マンホール蓋の有効活用

上下水道局が所有する下水道マンホールに、広告付きマンホール蓋を設置する施策を新たに導入し、今後、新たな設置箇所を検討の上、引き続き募集を行っていきます。また、経年劣化などの理由で取り換えたマンホール蓋は、売却処分していますが、近年のマンホール人気を活かし、使用できなくなったマンホール蓋を販売することについて検討していきます。これらの取り組みにより、下水道事業のPRと広告収入及び販売収入による新たな財源の確保を図ります。

具体的な取り組み：検針票の有効活用

水道メーター検針時に発行する「ご使用水量等のお知らせ」に有料広告を掲載し、水道・下水道事業の PR と広告収入による新たな財源の確保を図ります。

具体的な取り組み：遊休施設や既存施設の有効活用

新たな財源の確保に向けて水道施設・下水道施設の未利用地等について「枚方市市有資産民間提案制度」に基づき、民間事業者等に広く情報提供を行い、遊休施設や既存施設の有効活用に取り組んでいきます。

具体的な取り組み：人材育成

水道・下水道事業が、お客さまの信頼の上に成り立っており、24 時間 365 日公務員であることを全職員が認識し、服務規律の確保を徹底していくため、人権尊重を含めたコンプライアンスの浸透・定着に向けた取り組みを継続的行っていきます。

また、水道・下水道事業ともに、高度な専門技術の習得が必要なため、外部研修への参加を促進するとともに、必要な技術が継承されるよう職場内研修の推進を図ります。また、人材育成に必要な研修は、各職場だけでなく上下水道局全体においても積極的に実施します。

具体的な取り組み：広報・情報発信

水道・下水道の取り組みを PR するため、情報誌「Water 通信」の発行、ホームページや SNS の活用のほか、出前講座など様々な機会を通じて広く情報発信していきます。なお、出前講座は新型コロナウイルス感染症の影響により現在中止していますが、今後再開するにあたっては、感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策のうえ、実施します。

また、水まわりに関して役に立つ保存版の情報冊子「水道・下水道ガイド」をリニューアルし配付するなど、上下水道局の取り組みをわかりやすく伝えていきます。

令和2年度
(2020年度)

上下水道事業部の取り組み

<部長の方針・考え方>

上下水道事業部の事業方針は、上下水道ビジョンに掲げる以下の2点としています。

- ①「市民の暮らしや企業活動を支えるために、お客さまに信頼され、満足いただける、持続可能な水道」をめざした事業の推進。
- ②「水環境を保全し、快適な生活環境を創造するとともに、大雨による浸水被害から市民生活を守る下水道」をめざした事業の推進。

今年度は、新しい生活様式の実践による事業活動や市民活動の変化により、当部が行う事業も優先順位を考えながら進める必要があります。

これからも蛇口から水が流れ、排水口へ水が流れる日常を持続できるよう取り組んでまいります。

<部の構成>

上下水道計画課
浄水課
上水道工務課
上水道保全課
汚水整備課
雨水整備課
下水道施設維持課

<主な担当事務>

- (1) 局の総合計画及びその調整に関すること。
- (2) 水道及び下水道の整備に関すること。
- (3) 局の工事の検査及び審査に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。

具体的な取り組み：中宮浄水場更新事業

より安全で安心できる持続可能な水道を実現するための重点施策として、中宮浄水場の更新事業を進めます。新たに建設する浄水場は、淀川水系で初めてとなる膜処理方式を採用し、令和2年度は、総合評価一般競争入札によりDBO事業者の選定事務に取り組みます。

具体的な取り組み：水道施設等の更新・耐震化事業

水道水を安定的に供給するため、水道施設・管路の更新及び耐震化を効率的・効果的に取り組みます。水道施設整備基本計画に基づき、水道施設については、鷹塚山配水場更新工事（令和2年度中完成）、津田低区配水場3号池整備工事に引き続き取り組みます。

水道管路については、送水管、配水本管、配水支管の更新及び耐震化事業を進めます。

<鷹塚山配水場>



<津田低区配水場3号池>



具体的な取り組み：下水道施設の老朽化対策・地震対策

市民生活の安全確保を図り、老朽化対策などに取り組むため、今年度、下水道整備基本計画を策定するとともに、予防保全型を重視した計画的な下水道施設の改築及び耐震化を定めた下水道ストックマネジメント計画を推進し、維持管理に係るライフサイクルコストの最小化を図ります。

令和2年度は、管路施設について改築工事や実施設計を実施し、ポンプ施設について、安居川ポンプ場機械設備の改築、北部・溝谷川・安居川の3ポンプ場の耐震診断を実施します。

管渠等の老朽化や誤接続により汚水管渠に雨水等が浸入する雨天時浸入水の対策については、楠葉処理分区において流量計を設置し、雨天時浸入水の浸入区域の調査を行います。また、既設管渠の管内貯留について検討を行います。

具体的な取り組み：汚水整備事業

汚水整備事業は、河川や水路、ため池などの水質汚濁防止を図り、安全で良好な生活環境が確保されたまちをめざし、今後は整備済み区域内に点在する未承諾地区や整備困難地区など、未整備地区の解消に取り組めます。

具体的な取り組み：雨水整備事業・浸水対策

近年の計画降雨を上回る集中豪雨対策として、下水道浸水被害軽減総合計画に基づき、楠葉排水区において引き続き雨水貯留施設等の整備を進めます。また、幹線管渠の整備や浸水頻度の高い地域の被害軽減に向けた設計業務に取り組めます。

＜シールドマシン（楠葉雨水貯留管）＞



＜築造中の楠葉雨水貯留管＞



具体的な取り組み：危機事象への対策

生活に不可欠な水道水の供給と下水道による快適な生活環境の確保を持続するため、上下水道事業部では、発生が予想されている大地震や風水害等の危機事象への備えとして緊急出動班の体制整備やマニュアルの作成、給水訓練等に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症においては「3密の回避」とともに「手洗い」が感染対策に挙げられ、また「新しい生活様式」のひとつとして位置付けられました。このことから水道と下水道というライフラインが担う役割は感染症発生前にも増して重要なものとなっています。

水道事業・下水道事業においては職員一人ひとりが事業の重要性和その責任を自覚したうえで、危機事象に対応し、職員一丸となって業務継続できるよう令和2年度は既存のマニュアルの再点検を実施し、適宜改訂に取り組めます。

令和2年度
(2020年度)

市立ひらかた病院の取り組み

<部長の方針・考え方>

本院は、基本理念として掲げる「心のかよう医療を行い、信頼される病院」のもと、患者の皆さんや地域の皆さんとの信頼関係を築き、安心と満足を得られる質の高い医療を提供することで地域に貢献するよう努めています。

令和2年度は、救急医療や小児医療、災害医療など、北河内二次医療圏における唯一の公立の総合病院としての責務を果たしつつ、医療の質と安全を向上させるための経営基盤の確立を目指します。

<部の構成>

・診療局、看護局、薬剤部
医療安全管理室、
医療相談・連携室
・事務局
経営管理室総務課
経営管理室経営企画課
医事課

<主な担当事務>

(1) 患者の診療及び看護に関すること。
(2) 薬品の検査、出納及び保管に関すること。
(3) 病院の安全管理に関すること。
(4) 医療相談及び地域連携に関すること。
(5) 文書、人事、サービス、病院施設の管理に関すること。
(6) 診療費請求等の医事業務及び電子計算組織の管理運営に関すること。
(7) 病院の経営、財務、契約に関すること。

具体的な取り組み：地域連携の更なる推進・救急患者の受け入れ促進

本院が地域の中核となる急性期病院としての責務を果たすため、地域連携の更なる推進と救急患者の受け入れ促進を、本院における二本の柱として取り組みます。

地域連携の更なる推進では、引き続き、地域の診療所への訪問を計画に基づき目標設定し、積極的に行うことで紹介患者の増加に努めつつ、「地域医療支援病院」の承認を見据え、紹介率及び逆紹介率の向上について職員の意識徹底を図るなど、地域の医療機関との業務連携の更なる強化に取り組みます。

また、救急搬送患者の受け入れ促進では、「断らない医療」をスローガンに掲げ、枚方寝屋川消防組合との意見交換等を重ねつつ、救急に関する課題検証に努め、院内の受け入れ体制の充実を図ります。

《目標値》

紹介率：65%以上

逆紹介率：70%以上

具体的な取り組み：下肢機能再建センターの立ち上げ

下肢機能の回復、再建を専門的に行う『下肢機能再建センター』を新たに設置し、関節の痛みなどによって仕事や日常生活に支障をきたす方がイキイキとした暮らしを取り戻すことで、キャリア継続や健康寿命延伸が図られることを目的に、股・膝・脚それぞれの関節における質の高い最新の診断と治療の提供をすることで、新たな患者、手術、入院増に繋がります。

また、これを平成31年4月に開設した消化器センターと並び、より専門性の高い診療を提供する本院の“強み”として位置付け、アピールすることで、健康に不安があれば、「ひらかた病院に行こう」と言ったような、市民から選ばれる病院として信頼感を得られるよう努めます。

具体的な取り組み：新型コロナウイルス感染症への適切な対応

北河内二次医療圏における唯一の感染症指定機関として、院内感染防止に細心の注意を払いつつ、感染患者に対して適切な医療の提供に努めてきたところです。

今後も懸念される第2波・第3波に備え、医療材料等の物資の確保や検査等の医療体制の充実に努め、市民等の安心・安全に貢献していきます。

具体的な取り組み：外部コンサルタントの活用

平成30年度から導入した、外部コンサルタントからは、これまでも病院経営に関する豊富な知識や経験に基づく具体的な課題目標の設定や提言を受け、その達成に向けて取り組んできたところです。

令和2年度は、引き続き、各診療科で収益向上のために取り組むべきことについて助言を受けるとともに、4月の診療報酬改定で改善できる点などについて意見をいただき、院内に設置する「緊急経営改善チーム」との連携のもとで、実効性のある取り組みを進めていきます。

《目標値》

手術件数 : 300件/月

入院単価 : 59,000円

具体的な取り組み：医師の確保による収益力の向上

収益向上には診療体制の充実が必要不可欠であることを踏まえ、今後も引き続き、医師について、効果的な収益構造を構築するための適材な配置を検討しつつ、積極的な確保に努めます。

具体的な取り組み：地域における公立病院として果たすべき役割の検討

本院では、「市立ひらかた病院改革プラン（第2次中期経営計画）」において、救急搬送患者の積極的な受け入れや感染医療、災害医療や小児救急診療など、自治体病院として果たしていくべき役割を掲げ、遂行してきました。

今後においても、継続して、その役割を担いつつ、大阪府が進められる地域医療構想における論議を踏まえながら、将来において本院が提供すべき医療の考え方を検討していきます。

具体的な取り組み：ふさわしい経営形態の検討

将来にわたって北河内二次医療圏における役割や公立病院としての役割を果たしていくには、安定的な経営基盤の確立が不可欠であることから、経営形態のあり方について、各経営形態のメリットやデメリット、見直しを行った市の事例などを踏まえた検討を行います。

具体的な取り組み：中期経営計画の中間見直しに沿った取り組みの推進

令和2年3月に中間見直しを行った「市立ひらかた病院改革プラン（第2次中期経営計画）」で設定した目標値達成をするため、前年度設置した「消化器センター」や外部コンサルタントの意見に基づく取り組みの効果を検証しつつ、さらなる取り組みを推進することで、収支計画における単年度収支の黒字を計上できるよう努めてまいります。

令和2年度
(2020年度)

総合教育部の取り組み

<部長の方針・考え方>

- ①新しい生活様式を踏まえた教育環境の充実
- ②市政全般の課題対応につながる教育分野からのアプローチ
- ③公民連携、民間活力のさらなる活用による教育環境の充実

<部の構成>

教育政策課
まなび舎整備室
施設建築課
施設設備課
施設管理課
学校安全課
おいしい給食課
中央図書館

<主な担当事務>

- (1) 教育に関する事務の執行状況の点検・評価に関すること。
- (2) 教育委員会の会議に関すること。
- (3) 社会教育に関する調査研究、企画立案に関すること。
- (4) はたちのつどいに関すること。
- (5) 学校園及び学校給食共同調理場に係る施設の新設、改修工事等の設計並びに施行に関すること。
- (6) 学校園等施設の環境整備に関すること。
- (7) 学校園用地及び学校園関連用地の管理に関すること。
- (8) 学校安全対策の企画及び立案に関すること。
- (9) 学校規模等適正化の推進に関すること。
- (10) 学校給食に関すること。
- (11) 図書館サービスに係る企画・運営に関すること。

具体的な取り組み：「教育振興基本計画」の見直し

教育の振興に関する中長期的な目標や方向性を示す「枚方市教育振興基本計画」（平成28年6月策定）について、令和2年3月に策定した、新たな「枚方市教育大綱」に掲げる教育理念「夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成」や、国の「教育振興基本計画」等を踏まえ、令和2年9月を目途に、見直しに取り組みます。

見直しにあたっては、枚方市教育に関する事務の点検評価に携わっていただいている学識経験者等の意見をいただきながら、教育大綱の重点方針に掲げる、「いじめや不登校の防止、早期解決」や、「ICT活用の推進」等のほか、新型コロナウイルス感染症等の危機事案に対応しうる新しい生活様式の視点も取り入れながら検討作業を進めます。

具体的な取り組み：社会教育の推進

新しい生活様式への適応の観点も踏まえ、子育てや親への支援を行う家庭教育支援事業、暮らしに役立つ社会制度等についての情報や知識を学ぶ社会教育基礎講座、人権を擁護し、尊重することの大切さについて、市民の気づきを促す社会教育（人権）講座等を開催するほか、枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」を実施します。

各事業の実施に当たっては、必要な人に必要な情報が届くよう適切な周知に努めます。

具体的な取り組み：枚方市学校整備計画に基づくトイレ整備の加速化

令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、学校施設の総合的かつ計画的な整備や保全の推進に向けて取り組みを進めます。特に、トイレ整備においては、新しい生活様式を踏まえ、洋式化、個室化、ドライ化、ユニバーサル化について、令和5年度までの整備完了に向けて取り組みます。



具体的な取り組み：小・中学校における空調設備等の整備及び維持管理

令和2年度末で事業の終了を迎える学習環境整備PFI事業の後継事業の手法については、新たな国庫補助制度の活用の可能性も含めて事業手法の比較検討を継続し、併せて学校体育館への空調設備の設置についても検討を進めます。

具体的な取り組み：校内無線LAN環境の整備

小・中学校でタブレット端末をWi-Fiでつなぎ、新しい生活様式を踏まえた教育環境の充実に向け、ICT環境を最大限活用した学習活動等の実施ができる校内無線LAN環境の整備を進めます。

具体的な取り組み：学校規模等適正化の推進

教育環境の向上のため、将来の児童・生徒数を見据え、「枚方市学校規模等適正化基本方針」に基づき、学校規模等の適正化に向けて具体的な取り組みに併せて、市全般の課題でもある公共施設総量の最適化に取り組めます。

小規模校対策では高陵小学校と中宮北小学校の学校統合について、保護者や地域等の理解と協力を得ながら、新しい学校づくりに向け「枚方市学校規模等適正化実施プラン」を策定します。また、過密校対策では樟葉小学校と樟葉北小学校の校区変更について取り組みを進めます。

具体的な取り組み：児童・生徒の安全対策

小・中学校における学びの保障に対する支援策として、非接触型体温計やフェイスシールド、消毒液等、新型コロナウイルス感染症対策に係る備品や消耗品等を配備します。

杉中学校に通学する生徒のうち、通学の距離及び安全面からバス通学が必要と認められる生徒の保護者に対して交付している遠距離生徒通学費補助金の対象地域を拡大したことに伴い、バス通学の状況を把握するとともに、より一層の安全対策に取り組めます。

また、ホイッスル型の見守り端末を児童・生徒が携行し、通学路を中心に設置する基地局がその電波を受信することにより児童生徒の移動履歴がわかる、民間事業者が提供する広域見守りサービスを活用したモデル事業について、同中学校区内から順次実施していきます（小学校は全児童を対象とし、中学校は希望者を対象とします）。

具体的な取り組み：学校給食における感染症対策及び熱中症対策

学校給食の実施にあたっては、感染症及びその拡大リスクを可能な限り低減しつつ、感染レベルに応じた対応を行います。各学校において、給食当番活動を行う子どもたちの体調を毎日点検・記録する仕組みの徹底を図るとともに、給食当番の前には手洗いを行うことや、配膳時や喫食時に飛沫を飛ばさないよう、会話を控えるとともに、机を向かい合わせにしないなどの給食指導の徹底を進めていきます。

また、各学校の状況を把握し、更なる対策を進めるなど、感染防止対策を行ったうえでも給食の時間が楽しみになるよう給食指導の充実に取り組みます。

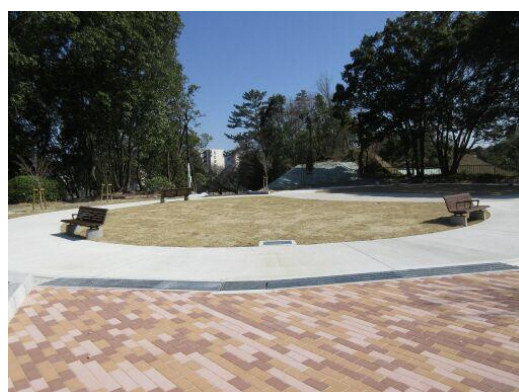
調理場においても、飛沫感染を防止するために作業中の不要な会話は行わず、接触感染を防止するためにマスクを触った後等の手洗いを徹底する等の対策を行います。

また、今年度については、8月の夏季期間に給食を実施するため、調理員に冷却ベスト等を配付するとともに、献立を工夫する等、感染症対策や食中毒の防止及び熱中症対策に努めます。

具体的な取り組み：香里ヶ丘図書館・中央公園の一体的運営

香里ヶ丘図書館は、令和2年度より、指定管理者による運営を行います。4月から、備品の整備等開館準備を進め、7月22日にリニューアルオープンの予定です。

開館後は、香里ヶ丘地域のまち全体の魅力を高め定住促進に繋げるため、隣接する香里ヶ丘中央公園みどりの広場でのイベント開催、地域や周辺商業施設と協力してにぎわいの創出やまちの魅力の向上に取り組みます。



具体的な取り組み：学校図書館支援事業の推進

読書好きの子どもを育み、児童・生徒の学力向上につながるよう、全 19 中学校区に配置している学校司書への支援、学校図書館システムの管理・技術的支援、学校図書館の環境整備を行い、学校図書館の機能充実を図ります。

また、「学校教育支援用団体貸出」、「子どもに本を届ける事業」等を行うとともに、児童・生徒の読書意欲を高めるため「ビブリオバトル」等の充実に向け、関係部署と協力しながら取り組みます。

具体的な取り組み：市駅周辺の図書館機能の充実

子育て世代を中心としたニーズを踏まえ、市の中心拠点・駅近のメリットを生かして、市駅周辺を利用する市民等に市の魅力をアピールし、定住促進に寄与できるよう、行政機能の一つである「図書館機能」の充実に向けた検討を進めます。

具体的な取り組み：図書館利用における安全の確保

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対策状況に応じ、本の消毒、マスクの着用、予約本の受け渡しに限定する等サービスの縮小や臨時休館、中央図書館、分館に設置している本の消毒器の活用、貸出カウンター周りのビニールシートの設置等、市民の安全に配慮した対応を行います。

また、電子図書の導入等、新しい生活様式への移行に向けた取り組みを進めます。

令和2年度
(2020年度)

学校教育部の取り組み

<部長の方針・考え方>

「枚方市教育大綱」「枚方市教育振興基本計画」を踏まえ、教育委員会と学校園が一体となって、本市のめざす教育を推進していく。

国が打ち出した「GIGA スクール構想の実現」を踏まえ、令和2年度中に児童・生徒一人一台のタブレット端末の整備を行い、子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現のため、ICT 機器を最大限活用した教育活動を展開する。特に今年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業が長期に亘ったことによる様々な影響を踏まえつつ、これら ICT 機器も活用しながら、子どもたちの安全・安心の確立と学習保障を最優先に取り組みを推進する。

また、より豊かな放課後の創造に向け、安全安心に仲間と過ごすことができる空間と時間をすべての児童に提供する放課後児童対策事業に取り組む。

- ①子どもを第一に考えた教育施策の展開
- ②「新しい生活様式」を踏まえた教育活動の充実
- ③ICT 教育の推進
- ④すべての児童の放課後を豊かにする施策の推進

<部の構成>

教育支援推進室
教職員課
教育指導課
教育研修課
放課後子ども課

<主な担当事務>

- (1) 小学校及び中学校への就学に関すること。
- (2) 児童、生徒及び園児の健康に関すること。
- (3) 教職員の定数管理及び学級編制に関すること。
- (4) 生徒指導及び安全指導に関すること。
- (5) 学校園の教育課程に関すること。
- (6) 教職員の研修に関すること。
- (7) 留守家庭児童会室に関すること。
- (8) 総合型放課後事業に関すること。
- (9) 枚方子どもいきいき広場に関すること。

具体的な取り組み：(1) 学力向上の取り組みの推進

【学力の向上】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業が長期に亘ったことから、夏休み・冬休みの短縮、行事の精選等により必要な授業時数を確保し、児童・生徒の学習保障を行います。

児童・生徒一人ひとりの知識や技能の習得及び思考力・判断力・表現力の育成に向け、各学校の学力向上委員会や教科会、学年会など組織的な取り組みの充実を図り、新型コロナウイルスの影響による、学校の休業や限定的な学校再開にも備えて、ICT 機器を効果的に活用した同時双方向型のオンライン授業のシステム化等も含めた授業改善を進めます。

また、タブレットやパソコン等で活用する学習コンテンツを効果的に取り入れることで、新学習指導要領で求められている資質・能力や情報活用能力の育成を図るとともに、少人数学級編制や習熟度別指導等により、きめ細かな指導を行います。

具体的な取り組み：（２）英語教育の推進

【英語教育指導助手の配置】

全中学校に外国人英語指導助手（NET）、全小学校に日本人英語指導助手（JTE）を引き続き配置し、新たに小学校担当の NET を配置することで、英会話や体験的な学習の充実を図ります。

また、小学校外国語活動の特別免許を有する教員及び小学校英語教員を増員して、指導体制の強化を図ります。

【外部検定試験の活用】

英語の４技能をバランスよく育成するため、中学校２学年を対象に外部検定試験を実施し、結果分析をもとに、授業改善と生徒の学習意欲向上に生かします。

【大学との連携】

関西外国語大学と連携し、「枚方英語村」を実施するなど、児童・生徒が留学生と交流し、英語を使った体験活動を通じて、実践的な英語力を育みます。

具体的な取り組み：（３）読書活動の推進

市立図書館と連携した学校図書館の環境整備、児童・生徒の読書習慣の確立、調べ学習等授業における学校図書館の活用を推進するとともに、ビブリオバトル等の読書活動の充実を図ります。

具体的な取り組み：（４）体力向上の取り組みの推進

【体力の向上】

昨年度までの全児童・生徒の体力テストの結果を各校で分析し、体力向上推進計画を作成・実践するとともに、大阪体育大学と連携して、授業改善をはじめ、体力向上に向けた取り組みを推進します。

【中学校部活動】

「枚方市中学校部活動方針」に則り、適切に部活動を実施します。

新型コロナウイルスの影響により、長期間、運動を行っていない可能性があることから、準備運動を十分に行い、主運動に付する運動機能の向上を高める活動を行います。

また、部活動前後の手洗いの徹底やソーシャルディスタンスの確保等感染防止対策を講じながら、生徒の心身の状態に留意し、けがや事故の防止に努めます。なお、専門的な知識や技能を有する部活動指導協力者を引き続き派遣し、指導の充実を図ります。

具体的な取り組み：（５）生徒指導の充実

「枚方市いじめ防止基本方針」に基づき、「枚方市生徒指導マニュアル」「枚方市いじめ防止マニュアル」を活用し、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に寄り添い、いじめの未然防止、早期解決に努めます。不登校の課題については、子どもの育ち見守りセンターと連携し、学校に校長経験者、心理・福祉の専門家等で構成する「ひらかた学校応援チーム」を派遣する等、児童・生徒の社会的自立をめざし支援・指導に努めます。

各学校においては、生徒指導担当者を核とした組織的な対応を行うとともに、家庭訪問等を通じて保護者との信頼関係を構築し、アセスメントシートやスクリーニングシート等を活用した客観的な状況把握・改善に努めます。

具体的な取り組み：（６）支援教育の充実

支援教育コーディネーターの活動時間を確保するために非常勤講師を配置し、校内の支援教育体制を充実します。

また、支援教育に関する専門家等を学校園に派遣し、教職員への指導・助言を行います。

具体的な取り組み：（７）少人数学級充実事業の推進

本市独自の少人数学級編制を引き続き実施します。

また、習熟度別指導や一部教科担任制等、指導方法・指導形態の工夫により、児童の「生きる力」を育成します。なお、対象となる学校の増学級数に対して任期付教員を配置します。

具体的な取り組み：（８）教職員研修の充実

「枚方市教員等育成指標」に基づいた授業研究・研修の支援を充実し、本市独自の教職員研修計画に沿って、経験年数や職務に応じて行う「基本研修」及び教育課題や教科等の専門性を高める「専門研修」を実施します。

「授業の達人養成講座」の受講を修了した授業マイスターが、成果を学校園に発信するとともに、新たな受講生を募り、２年間かけて授業マイスターを養成します。

指導主事・教育推進プランナー等が学校園を訪問し、経験年数の少ない教職員の指導・助言や授業研究・研修への継続的な指導・支援を行います。

新型コロナウイルス感染症により実施形態を資料送付や動画配信等に変更して実施します。特に法定研修は、中止等が不可能なため、工夫して法定回数の実施に努めます。

具体的な取り組み：（９）コミュニティ・スクールの推進

保護者や地域住民等で構成され、学校運営等に関して協議する枚方におけるコミュニティ・スクールを小学校に設置します。

また、研修会等を開催し、設置校の実践事例の紹介や取り組みの発信を行い、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

具体的な取り組み：（１０）小・中学校における ICT 機器等を活用した取り組みの推進

「枚方市学校教育における ICT 活用の方針」の策定を行い、これに基づき、国の補助制度を活用して令和２年度中に一人一台のタブレット端末の配備を行うとともに、ICT 支援員による教員サポート体制や教員への研修体制の充実を図り、ICT の効果的な活用を推進します。合わせて、各学校内の通信ネットワークの整備を実施します。

また、教職員研修については、マニュアルの作成、校内研修、ICT 支援員による情報担当者研修等を実施するとともに、情報教育推進ワーキングチームを通じて、情報共有、発信に取り組みます。

具体的な取り組み：(11) 学校支援の推進

新学習指導要領がめざす「生きる力」を育むため、元校長、指導主事等による「学校園支援訪問チーム」を組織し、各学校園の課題に応じ、効果的な指導・助言等を行い、学校園運営体制の充実を図ります。

具体的な取り組み：(12) 総合型放課後事業の推進

子どもたちの健やかな成長に重要とされるいわゆる 3 間（「空間」「仲間」「時間」）を充実させるとともに、土曜日や三季休業期のみの利用ニーズにも応えられるよう、令和 3 年度からの総合型放課後事業実施に向け取り組みを進めます。

具体的な取り組み：(13) 留守家庭児童会室の安全で安心な運営体制の確保

留守家庭児童会室への利用ニーズが増加する一方、運営に必要な職員の確保や施設の老朽化への対応は喫緊の課題となっています。職員については民間活力の活用も視野に入れつつ、引き続き確保に向け取り組みます。

また、留守家庭児童会室の老朽化については、学校の余裕教室の活用とともに、良好な学習環境と放課後の保育環境を併せ持つ校舎整備に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症については、学校における感染症対策を勘案して策定した「児童会室新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づく安全な保育運営に取り組みます。

具体的な取り組み：(14) 枚方子どもいきいき広場の実施について

これからの時代を生きる子どもの「生きる力」を育んでいくことを目的として、地域団体等で実施している児童健全育成事業「枚方子どもいきいき広場」が、土曜日（学校休業日）の「子どもの居場所」の役割を担っていることを踏まえ、適切な感染防止対策を実施できること等を条件として、学校長（学校管理者）及び教育委員会が許可した場合（地域と学校との間で協議・調整が整った場合等）、活動を認め、実施団体に対し、支援助成してまいります。

令和2年度 (2020年度)	選挙管理委員会事務局の取り組み
<事務局長の方針・考え方> ①適正、円滑かつ効率的な選挙事務の管理執行 ②選挙啓発事業の推進	
<構成> 選挙管理委員会事務局	<主な担当事務> (1)選挙、国民審査及び国民投票の管理執行に関すること (2)選挙の啓発に関すること

具体的な取り組み：選挙人の安全・安心に配慮した選挙事務の管理執行

新型コロナウイルスの感染拡大を予防するためには、国から示された「新しい生活様式」の定着に向けて取り組みを進めていく必要があります。こうした中、選挙人の安全・安心に配慮した選挙の管理執行に努めるためには、投票所等の出入口へのアルコール消毒液の設置、定期的な換気や従事者等のマスクの着用、また、投票所に選挙人が集中することを避ける取り組みとして、混雑状況の情報提供の実施に向けた検討を進めるなど、新型コロナウイルスの感染症への感染防止対策が必要となります。

今後、突発的に執行される選挙に備え、感染症対策に必要な物品等の洗い出しを進めるとともに、投票所への人員配置をはじめ、投開票事務を適正に執行するための様々なシミュレーションを実施するなど、いつ選挙が執行されても迅速かつ適切に対応できる体制の構築に努めます。

具体的な取り組み：政治や選挙への関心を高めてもらうための啓発事業の実施

特に若年層の投票率が低い状況にあることから、これから有権者となる中学生や高校生を対象とした模擬投票も取り入れた出前授業や、小・中学校の児童、生徒に明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品を募集するなど、教育委員会をはじめ関係機関と連携し、政治や選挙に関心を持ってもらえるよう、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら啓発事業を実施します。また、新たに有権者となられた満18歳の方に対し、選挙啓発のはがきを発送し投票を促すなど、若年層を中心とした啓発事業を進めます。

令和2年度
(2020年度)

監査委員事務局の取り組み

<事務局長の方針・考え方>

- ①効率的な行財政運営と適正な事務執行の確保を目的として監査を実施する監査委員の適切な補助
- ②監査結果を活用した全庁的な事務の効率化や改善の促進
- ③監査の実施をツールとした職員の意識向上や人材育成への活用の働きかけ

<部の構成>

監査委員事務局

<主な担当事務>

- (1)定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等監査、住民監査請求に基づく監査及びその他特別監査に関すること。
- (2)例月現金出納検査に関すること。
- (3)決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査に関すること。

具体的な取り組み：各種監査の円滑な実施

令和2年4月1日施行の枚方市監査基準を踏まえ、各種監査等を実施します。

定期監査及び随時監査の実施に当たり、事務局は書類等の確認及び現地調査等を行い、対象部署の事務の執行状況を監査委員の協議の場へ報告します。

なお、庁内における新型コロナウイルス感染症への対応や交代制勤務等の実施を踏まえ、被監査部署の負担軽減につなげる観点から、定期監査の実施手法の一部見直しを行っています。

監査委員は、対象部署への聴取の後、指摘・改善事項や意見・要望事項等の監査結果の講評を経て市議会、市長等に提出、公表を行います。

事務局は、監査委員によるこれらの監査が円滑に実施できるよう努めます。

また、住民監査請求が提出された場合は、監査期間の60日以内に監査結果を出せるよう、事務局として適切に対応します。

具体的な取り組み：例月現金出納検査及び決算審査等の円滑な実施

監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類等の内容を確認し、その結果を監査委員に報告します。

決算審査については、市長から監査委員に付された決算書、その他関係諸表等について、事務局として事前に係数の確認や予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているか等の確認を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は、関係部局への聴取を行うとともに、会計ごとに意見をまとめ、決算審査意見書として市長へ提出します。

例月現金出納検査については毎月1回、決算審査等については6月から8月の間に実施し、事務局は、監査委員によるこれらの検査及び審査が円滑に実施できるよう努めます。

具体的な取り組み：監査結果に関する情報発信

監査結果を公表し、市民に対する説明責任を果たすことにより、引き続き、市政への信頼確保につなげます。

庁内に対しては、グループウェア上の監査庁内報「オーディット・フォーラム」の発行を通じて監査結果等をわかりやすく伝えることにより、改善等が必要な事項について、監査対象部局のみならず、全庁的な課題として共有され、事務の効率化や改善に活用されるよう取り組みます。

令和 2 年度 (2020 年度)	農業委員会事務局の取り組み
<構成> 農業委員会事務局	<主な担当事務> (1) 農業委員会に関すること。 (2) 農地銀行に関すること。 (3) 農地台帳の整備に関すること。 (4) 農業者年金に関すること。 (5) 農地法等に基づく業務に関すること。

具体的な取り組み： 農業委員会の円滑な運営

毎月の農業委員会総会における許可案件等について、法令に基づく的確な審議を行うため、普段の調査・相談活動において、委員等と事務局職員との一層の情報共有化に取り組みます。

また、委員改選後速やかに、新たな農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、農業委員会の制度や業務等についての研修会を実施します。

具体的な取り組み： 農地銀行による農地貸借の結び付けの強化

準農家を目指す人等に対して農地銀行制度の PR を行い、農地貸借希望台帳の登載農地とのマッチングを進めます。加えて、農地所有適格法人（要件を備えた株式会社、農事組合法人、合名会社等）から、本市の圃場の利用希望があった場合を想定し、貸し手・借り手の両方が利用しやすい制度となるよう、農地貸借希望台帳登載申請書の様式整理を行います。

また、引き続き農業委員会のホームページに農地銀行の内容について掲載するとともに、市内農業者向け情報誌「農委だより」を発行し、農地貸借希望台帳の啓発・周知を図ります。

具体的な取り組み： 農地適正管理システムの精度向上

的確な農地情報（農業者、所在、地番、面積等）の把握に努めるとともに、農地適正管理システム稼動前の農地転用に係る、許可・届出物件のデータベース化を進めます。

令和2年度
(2020年度)

市議会事務局の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

- ①本会議、委員会等が円滑に議事運営されるようサポートを行う。
- ②市議会の行政監視機能等が十分に発揮できるよう、適正かつ迅速にサポートを行う。
- ③庁内外の各種研修を積極的に活用するなど、人材育成に取り組むことで、事務局全体の機能強化を図る。

＜部の構成＞

市議会事務局

＜主な担当事務＞

- (1)本会議等の運営に関すること。
- (2)議長・副議長の秘書に関すること。
- (3)政務活動費の交付に関すること。
- (4)本会議等の記録作成に関すること。
- (5)枚方市議会報の発行に関すること。
- (6)議員の調査・研修に関すること。
- (7)議会の政策法務に関すること。

具体的な取り組み：本会議、委員会等の適正な運営

本会議、常任・特別委員会、委員協議会その他の会議の運営が公正・円滑・活発に行われるよう、市議会事務局として、きめ細かな調整、準備に取り組みます。

具体的には、通年議会を導入している本会議の運営をはじめ、所管事務調査に取り組む常任委員会の活動等に対するサポートを的確に行います。また、議会基本条例に基づいた議会機能がさらに充実するよう、専門的知識の習得に向けた議員研修内容の充実を図るなど、議会全体の更なる機能強化に取り組めます。

具体的な取り組み：多様な方法による議会活動に関する情報発信の充実

議会活動に関する情報発信については、現在実施している一般質問・代表質問及び議案審議のインターネットによる生中継を継続し、引き続き市民ニーズを踏まえた多様な情報発信に努めます。

具体的には、次の情報発信方法を継続して行う（令和2年度当初予算額 1986万4000円）とともに、より効果的に情報発信を行うことができる方策を検討します。

- 枚方市議会報、点字議会報及び声の議会報の発行
- 一般質問・代表質問及び議案審議の生中継と、録画映像の配信
- 会議録の発行及びインターネット上における会議録検索システムの運用
- ホームページやツイッターによる情報発信（会議日程、審議結果等）など

具体的な取り組み：災害発生時における様々な支援活動体制の強化

地震等の災害が発生した際、枚方市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、臨時的に開催する「市議会災害対策連絡会議」や「緊急議会」などにおいて迅速かつ円滑に対応できるよう、枚方市議会業務継続計画（BCP）に基づき、災害訓練の実施や想定議案の調査・研究に努め、体制の強化を図ります。

具体的には、大規模災害が発生した状況を想定し、「災害伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」を用いた議員の安否確認訓練等の災害訓練を定期的実施するとともに、事務局職員の災害発生時の支援活動体制の強化を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内において様々な対応が求められている中、市の対応策や地域の状況等の最新の情報を議員間で共有するため、円滑に「市議会災害対策連絡会議」が開催されるよう正副議長の適切なサポートに努めます。

具体的な取り組み：タブレット型端末の導入によるペーパーレス化の推進

環境への配慮として紙の使用量を抑制するとともに、印刷費用を削減し、議会資料の準備事務等を効率化するため、議員用のタブレット端末を導入し、ペーパーレス化を推進します。また、ペーパーレス会議による効率的な会議運営を目指します。

具体的には、議員用のタブレット型端末の導入に向け、早期に使用範囲や使用基準など詳細を決定するとともに、ペーパーレス会議の活用に向けた検証などに取り組めます。

具体的な取り組み：政務活動費の適正な運用

市民の信頼に応えるため、政務活動費の適正な執行と、さらなる使途の透明性向上を図ります。

具体的には、情報化の進展や市民ニーズの多様化など、様々な社会情勢の変化に対応するため、本市議会で作成した「政務活動費マニュアル」を活用しながら、議員に対して最新の判例などの情報や、支出の適否に係る判断材料の提供を丁寧に行うなど、政務活動費の適正な運用に努めます。また、令和2年度より、収支報告書だけでなく、領収書や各種活動（視察・研修等）報告書等、収支報告に関係する資料についてもホームページに掲載することで、さらなる使途の透明性向上を図ります。

